

除染関係 Q&A

環境省

(平成 26 年 10 月 20 日版)

この除染関係Q&Aは、放射性物質汚染対処特措法(略称を記載)やそれに係る除染関係ガイドライン、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱等を説明・補足するために地方公共団体向けの資料として作成したものです。なお、本Q&Aにおける除染関係ガイドラインとは「除染関係ガイドライン 平成25年5月 第2版」のことです。

目次

除染実施計画関係	11
Q1-1 除染実施計画策定時に照会事項が生じた場合、照会方法は県経由または直接環境省に問い合わせるべきか。	11
Q1-2 除染実施計画はいつまでに策定するのか。	11
Q1-3 生活圏の除染を優先的に実施するとしているが、除染の目標はどのようになるのか。	11
Q1-4 除染実施計画の対象地域を確定するため、どのように線量の測定を行えばいいのか。	11
Q1-5 1市町村内に複数の除染実施区域を指定することは可能か。	11
Q1-6 除染実施区域とするのは、「毎時0.23マイクロシーベルト以上」の区域なのか、それとも「毎時0.23マイクロシーベルトを超える区域」なのか(基本方針では、長期的な目標が「年間1ミリシーベルト以下」と記載されている)。	11
Q1-7 生活圏以外の地域であっても、1時間当たりの空間線量率が0.23マイクロシーベルト以上であれば除染実施区域に設定できるのか。	12
Q1-8 区域内の線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上であり、当該区域を除染実施計画に位置づけた場合には、当該区域内のすべての施設や住宅等の除染を実施する必要があるのか。	12
Q1-9 子どもが利用するキャンプ場等は、補助要綱等でいう「公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの」に該当するか。	12
Q1-10 集合住宅の一面に設けられた子どもの遊び場について、集合住宅から切り分けて、「公共施設のうち、子どもが長時間生活するもの」として除染対象とすることはできるか。	12
Q1-11 森林(里山林や平地林)は除染の対象地域となるのか。	12
Q1-12 ほだ場は除染対象となるのか。	12
Q1-13 森林内のほだ場を除染対象として除染実施計画に位置づける場合、どのように記載すればいいのか。	12
Q1-14 河川・湖沼等は除染対象となるのか。	13
Q1-15 ため池の除染はどのような方針か。	13
Q1-16 通学路を除染実施区域として指定することはできるのか。	13

Q1-17 除染実施区域内で国や県が管理している土地（国道、県道、河川敷等含む）については、国や県が自ら除染を実施するものであるため市町村は除染実施計画から除外してよい、と認識しているが如何か。	14
Q1-18 区画整理事業地内で、使用収益開始後の土地（私有地）については、市町村が除染主体になるのか。	14
Q1-19 他市町村や一部事務組合等（A）が管理している土地等が自市町村（B）内に存在する場合、当該土地等の除染の実施者や費用負担はどうなるのか。	14
Q1-20 県が国、市町村又は独立行政法人等に貸している土地等の除染の実施者は、どの者になるのか。また、逆の場合はどうか。	14
Q1-21 放射性物質汚染対処特措法第 36 条第 3 項の協議会に含む者又は第 4 項の意見を聞く関係者について、国又は県の土地が複数ありそれぞれの所管部門が異なる場合には、それぞれの部門を個別に対象とするのか。	14
Q1-22 除染実施計画策定時に除染実施区域を特定することは必須なのか。	15
Q1-23 除染実施計画の対象区域の判断に使用する調査測定結果として、例えば平成 23 年秋時点のデータを使用することは可能か。また、複数の時点における調査測定結果が存在する場合には、より新しい調査結果を採用する必要があるのか。	15
Q1-24 除染実施計画の策定地域は、原則として字（あざ）や街区等の区域単位で判断する（当該区域での測定平均値で判断する）旨、除染関係ガイドラインに記載されているが、より大きな区域単位で判断することは可能か。	15
Q1-25 「除染実施計画の対象となる区域（法第 36 条第 2 項第 2 号に定める区域）」外に仮置場を設置することは可能か。	16
Q1-26 除染が終了して除去土壌等を現場保管している施設を、除染実施計画の変更により「除染実施計画の対象となる区域」外とした場合、仮置場等への搬入等に係る費用については財政措置の対象となるか。	16
Q1-27 規則第 4 8 条第 2 号において、「実施する区域の面積の十パーセント未満の変更」に該当する場合は、法第 3 7 条第 2 項に規定する「軽微な変更」に該当することとされているが、当該区域の面積の把握についてはどのような方法があるか。	16
Q1-28 「実施する区域の面積の 10 パーセント未満」の除染実施計画の軽微な変更を行った場合、次回の変更の際も、同様に 10 パーセント未満の変更であれば、環境大臣への協議が不要な軽微な変更にあたるのか。	16
Q1-29 新たに 1 施設（学校、公園等）を実施する区域に位置づける場合など、明らかに 10 パーセント未満の変更であり、軽微な変更にあたりと考えられる場合においても、規則 4 8 条 2 号に規定する「実施する区域の面積の 1 0 パーセント未満の変更」であることを証明するために、除染を実施する区域の全面積を算出しなければならないのか。	17
Q1-30 除染の工事契約の終了時期が除染実施計画の終了時期を超えている場合、計画の期間が過ぎた部分に行った除染工事は、特措法の対象となるのか。	17

ガイドライン関係

Q2-1 除染実施計画策定の根拠に用いる調査測定の主体は住民でもよいか（機器は市町村が貸し出す）。	18
---	----

Q2-2 除染実施区域の設定のために汚染状況重点調査地域内の汚染の状況を調査測定する際、測定地点の数や場所、測定高さ（50cm～1m）は、自治体側で任意に設定すること でよいのか。	18
Q2-3 除染関係ガイドライン1-8 ページにおいて、測定点①で50cmの高さで測定して も良い例として「小学校以下及び特別支援学校」とあるが、その他の施設ではどうか。 .18	18
Q2-4 除染関係ガイドライン1-11 ページに沿って測定した上で、計画策定要件に適合す るかどうかを判断する場合、字にあるすべての学校や公園等の平均値を求めるのか。それと も代表的な地点での平均値でよいのか。	18
Q2-5 除染事業に係る測定について、走行サーベイ、歩行サーベイなど、GPSにより測 定位置を記録しながら常時移動しつつ測定する方法で行っても良いか。	19
Q2-6 除染関係ガイドライン1-12 ページに沿って測定した場合で、既に除染実施区域と して判断した学校や公園等以外にも要件に適合する学校や公園等が存在することが明らか になった時には、除染実施区域の追加は可能か。	19
Q2-7 除染の実施に当たっては、個人等から除染の実施に係る同意を得る必要があるのか。 必要があるのであれば、いつ、どのように行えば良いか。	19
Q2-8 実際に除染作業を実施するか否かについては、いつの時点の空間線量率でどのよう に判断するのか。	20
Q2-9 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定は、どの時点で行え ばよいのか。	20
Q2-10 詳細測定は、どの程度の期間まで有効か。	20
Q2-11 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定の実施においては、 具体的にどのような測定点で測定するのか。	21
Q2-12 線量低減化地域活動支援事業を活用する場合において、詳細測定を、自治会や住民 が行うことは可能か。	22
Q2-13 詳細測定の結果が毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていた施設については除 染を行う必要があるのか。	22
Q2-14 詳細測定を行う場合、業務報告書に記載すべき内容（項目）は何か。	22
Q2-15 「側溝や雨樋下等の局所的な地点」、とはどのような地点か。	22
Q2-16 道路の街渠柵（集水柵）は「側溝や雨樋下等の局所的な地点」に該当すると考えて よいか。	23
Q2-17 詳細測定の前平均値の結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満の場合において、「側 溝や雨樋下等の局所的な地点」の除染実施を判断するための測定は、どの高さで行えばよい か。	23
Q2-18 詳細測定において、学校のグラウンドのメッシュ測定を行い、平均値は毎時0.23 マイクロシーベルト未満であった場合、一部毎時0.23マイクロシーベルト以上となるメッ シュの除染については、補助対象となるか。	23
Q2-19 線量低減化地域活動支援事業を活用する場合において、除染実施前後の測定を、自 治会や住民が行うことは可能か。	23
Q2-20 詳細測定と除染実施前後の測定点はそれぞれどの場所で行うのか。	23
Q2-21 詳細測定における測定結果を持って、除染実施前測定とすることは可能か。	24

Q2-22	除染作業前に行う平均的な空間線量の測定における測定点は、詳細測定において実施した測定点を一部省略するなどして、より少ない測定点数で実施してもよいか。	24
Q2-23	戸建て住宅において、除染実施の前後の測定に係る空間線量率等の測定点を屋内に設けることは可能か。	24
Q2-24	測定機器の校正を依頼する事業者は、登録事業者でなければならないのか。	24
Q2-25	屋内で放射線量が高い場所がある。屋内の除染メニューはないのか。	24
Q2-26	覆土の厚さはどの程度にすべきか。	24
Q2-27	戸建て住宅の雨樋下等の除染を、天地返しにより行うことは可能か。	25
Q2-28	新たに除染効果が認められた除染手法は採用できるのか。	25
Q2-29	現状では、市町村内に仮置場が用意できる見込みがない場合、除染方法はどのようにしたらよいか。	26
Q2-30	仮置場の敷地境界において、搬入中に除去土壌による追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないこととあるが、これは毎時0.23マイクロシーベルトであると解してよいか。 (廃棄物関係ガイドラインでは、毎時0.19マイクロシーベルトとなっている。)	26
Q2-31	除去土壌の現場保管や仮置場での保管に当たり、覆土の厚さや離隔距離を設定するために専門機関に委託する等して、除去土壌の放射能濃度を測定する必要があるか。	26
Q2-32	除去土壌の仮置場を処分場内に設置しているが、線量に変化はなく、仮置場の状態は毎日目視により確認しているため、測定の頻度を変更できないか。	26
Q2-33	仮置場（地上・地下保管）の設置・管理基準を国として示していただけないか。	26
Q2-34	仮置場の構造にはどのようなものがあるのか。	27
Q2-35	仮置場の設置に当たり厚さ6mmの遮水シートの敷設は必要か。	27
Q2-36	仮置場の設置に当たり保護マットは必要か。	27
Q2-37	ため池からの放射性物質の流出がないか確認したいが、測定に係る経費は財政措置の対象となるのか。	27
Q2-38	ため池からの放射性物質の流出に関する測定は、どのような場所で、どの程度の頻度で実施すれば良いか。	27
Q2-39	遊水地、調整池は除染の対象か。	27
Q2-40	農業用ビニールハウスの除染は、ビニールの交換をすべきか。	28
Q2-41	森林内のほだ場の除染は具体的にどのように行えばよいのか。	28
Q2-42	林縁から20m以遠の堆積有機物除去はどのような場合に実施可能となるのか。	28

除去土壌等保管届出書及び保管台帳関係 29

Q3-1	保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。	29
Q3-2	「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。	29
Q3-3	「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。	29

Q3-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するのか。	29
Q3-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。	29
Q3-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。	29
Q3-7 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	30
Q3-8 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。	30
Q3-9 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。	30
Q3-10 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。	30
Q3-11 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。	30
Q3-12 「備考欄」は何を記載すべきか。	30
Q3-13 現場保管について、保管していた除去土壌等の全量を仮置場に搬出して保管が終了した場合は、当該現場保管の台帳は破棄してよいか。	30
Q3-14 総合運動公園において北端と南端で2箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。	30
Q3-15 放射性物質汚染対処特措法第35条第1項の規定に基づき、国が所有する土地の除染等の措置を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売払の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。	31

補助金関係 32

(全体的事項)	32
Q4-1 過去に実施した事業も財政措置の対象となるのか。	32
Q4-2 補助金の対象となる6つの業務（「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「線量低減化地域活動支援事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣業務」及び「事後モニタリング事業」）の対象となる市町村はどこか。	32
Q4-3 業務の一部をコンサルタント等に委託した場合、その費用は財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。	32
Q4-4 年度をまたがって事業を実施することを想定しているが、交付を受けるためにはどのようにすればよいか。	32
Q4-5 年度内に予定していた事業を終えられなかった場合、繰越しは認められるのか。	32
Q4-6 概算払いは可能か。	33
Q4-7 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費並びに国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。	33
Q4-8 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。	33

Q4-9 除染実施業者選定の手続に制限はあるか。	33
Q4-10 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。	33
Q4-11 放射性物質を取り扱う除染については、ボランティアが集まりにくいと考えている。ボランティアを集めるインセンティブとして、旅費の支給やバスの借り上げ費等何かしらの優遇制度がないか。	34
Q4-12 財政措置の割合はどの程度か。	34
Q4-13 空間線量率の測定機器に関して、ガンマ線の空間線量率を計測できるものであれば使用可能とあるが、どのような機器が財政措置の対象となるのか。	34
Q4-14 屋根・雨樋など高所における空間線量率を測定する際に、高所を測定する機能が付加された測定器の使用は財政措置の対象となるか。	34
Q4-15 ため池からの放射性物質の流出がないか確認したいが、測定にかかる経費は財政措置の対象となるのか。	35
Q4-16 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。	35
(除染実施計画策定に係る業務)	36
Q4-17 計画の改訂についても、財政措置の対象となるのか。	36
Q4-18 汚染状況重点調査地域の指定を受けて調査を実施したが、調査の結果、除染実施計画に位置づけられなかった地域における調査費用についても、財政措置の対象となるか。	36
また、調査の結果、市町村の全域において計画を策定しない(=除染を実施しない)という判断となった場合についても、財政措置の対象となるか。	36
Q4-19 除染事業の事業計画書や仕様書を作成する目的での調査・測定費用等についても、財政措置の対象となるのか。	36
Q4-20 県が県有施設において空間線量率の測定を行った場合、係る費用は財政措置の対象となるのか。	36
(除染事業・線量低減化地域活動支援事業)	36
Q4-21 環境省で定めた除染関係ガイドラインに掲載されていない手法を用いた除染は財政措置の対象外とのことだが、関係省庁が認めれば補助対象となるのか。	36
Q4-22 空間線量率が面的に毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であり、除染実施計画に位置づけられていない区域において、局所的に放射性物質により汚染された地点がある時、その地点を除染する場合の費用は財政措置の対象になるのか。	37
Q4-23 除染効果がないと財政措置の対象とならないのか。効果が出ずに再度除染を行った場合はどうか。	37
Q4-24 年間追加被ばく線量が 1 ミリシーベルトになるまで、除染を何度実施しても財政措置の対象となるのか。	37
Q4-25 除染の結果、表面線量率が十分下がらない場合、直ちに追加的な措置を講じるべきか。	37
Q4-26 計画に定められた県有施設の除染の実施に係る費用については、県に対して財政措置されるのか。財政措置される場合には補助金の交付申請手続きを行う必要があるのか。	38

Q4-27	市町村内には様々な規模、形状の建物があり、単価基準が異なる。そのため、個人に除染を委託したいと考えているが、その場合でも財政措置の対象となるのか。.....	38
Q4-28	取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に加入すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に加入することも認められるか。.....	38
Q4-29	線量低減化地域活動支援事業では、どのような除染メニューに対して支出可能か。.....	38
Q4-30	例えば子どもの生活環境における表土を除去した分の客土等の、原状回復に係る経費も財政措置の対象となるのか。.....	39
Q4-31	例えば子どもの生活環境における芝地の除染について、芝の張り替えによる除染を行うことは可能か。.....	39
Q4-32	どの程度の原状回復までが財政措置の対象か。.....	40
Q4-33	舗装面等を剥がした際に、元に戻す費用は財政措置の対象か。.....	40
Q4-34	縦樋下部のコンクリート部分の空間線量率が十分に低減しない場合に、コンクリート部分の除去と原状回復に係る費用は、財政措置の対象になるか。.....	40
Q4-35	コンクリートやアスファルトのひびに放射性物質が入り込み、高圧洗浄を行っても効果がない。ひび周辺を部分的に取壊し、再舗装したい。.....	40
Q4-36	ウッドチップ（バークチップ）の入替え費用は財政措置の対象となるか。.....	41
Q4-37	例えば子どもの生活環境において、やむを得ず、表土除去等の原状回復を伴う除染を実施する場合において、除染を実施した年度の翌年度以降に原状回復措置を実施することは可能か。また、牧草地除染において、今年度深耕又は反転耕、土壌改良資材の投入等を行い、翌年度に播種作業を行うことは可能か。.....	41
Q4-38	除染のための重機やチップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の購入又は借上げを行うことは、財政措置の対象となるのか。.....	41
Q4-39	地下保管に際し掘り出された廃棄物の処分に要する費用は財政措置の対象となるのか。.....	41
Q4-40	戸建て住宅の除染について、住民等からの希望をもとに（例えば、住民等から申し込みを受け付ける等）、除染を進めてよいか。.....	42
Q4-41	除染実施区域内の公共施設や戸建て住宅等において、雨樋下等の局所的に汚染された箇所の（当該地点の1 m上の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の）土壌を除去したいと考えているが、財政措置の対象となるか。.....	42
Q4-42	比較的線量の低い地域において、公共施設や住宅等の高所の壁、雨樋及び屋根の除染も財政措置の対象となるか。.....	42
Q4-43	学校の校庭等において、深耕による除染は財政措置の対象となるか。.....	43
Q4-44	詳細測定において、学校のグラウンドのメッシュ測定を行い、平均値は毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合、一部毎時0.23マイクロシーベルト以上となるメッシュの除染については、補助対象となるか。.....	43
Q4-45	道路の路肩に対する除染は、財政措置の対象となるのか。.....	43
Q4-46	街路樹の除染は、財政措置の対象となるか。.....	43
Q4-47	耕作放棄地を除染する場合も、財政措置の対象となるか。.....	43

Q4-48 土地が傾斜しており、除染後に客土材が流出するおそれがあるが、土壌流出防止対策を講じてよいか。	44
Q4-49 仮置場の設置に係る費用の財政措置に制限はあるか。また、仮置場の候補地について実地調査をした結果、その土地が仮置場の設置に不適切だった場合、調査費用は財政措置の対象か。	44
Q4-50 仮置場の周囲に囲いを設けることは、財政措置の対象となるか。	44
Q4-51 仮置場への進入路に対する整備（設置、拡幅、舗装など）は財政措置の対象となるか。	45
Q4-52 仮置場において地下水のモニタリングを実施するにあたり、ボーリング調査を行ったが、地下水が確認できなかった。この場合、代替手法を用いて仮置場からの浸出水をモニタリングすることは財政措置の対象になるか。	45
Q4-53 市町村が整備する仮置場に、県（国）が実施した除染から発生する除去土壌を搬入し保管することは可能か。	45
Q4-54 除染の措置に類する行為によって生じた土壌等を、財政措置を受けて造成した仮置場に保管してよいか。	45
Q4-55 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に掛かる費用は財政措置の対象となるか。	46
Q4-56 現場保管を可能とするための軽微な造成費用は財政措置の対象になるか。また、排水上、U字溝の設置が必要な場合、その設置費用は財政措置の対象になるか。	46
Q4-57 現場保管場所を変更する必要性が生じた場合、その現場内での移設に掛かる費用は財政措置の対象になるか。	46
Q4-58 森林の除染等で発生する木材等の焼却処分に掛かる経費は財政措置の対象となるか。	46
Q4-59 降雪により除染作業が実施できず、工期までの作業の完了に支障をきたすおそれが生じている。除雪を行いたいが、費用は財政措置の対象となるか。	46
Q4-60 測定値の効率的な管理を目的として、GPSにより測定位置を認識する機能が付いた測定機を用いて、空間線量率と位置情報を同時に測定することは財政措置の対象となるか。	47
Q4-61 除染事業に関する業務管理を目的とした情報システム（GIS等）を導入するための費用は、財政措置の対象となるのか。	47
Q4-62 除去土壌等を地中埋設する際に発生する残土の処理費用は補助対象となるのか。	47
Q4-63 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前等に実施した措置の中に、省令や同ガイドラインで規定された基準や要件を満たしていない措置（仮置場の設置や現場保管等）が含まれていたことが分かった場合、どのようにすれば良いか。	47
Q4-64 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。	48
Q4-65 交付決定を受けた除染事業について、その事業における除染対象施設数が減少することが見込まれる場合には、どのような手続きをすればよいか。	48

Q4-66 福島第一原子力発電所事故後に除草（通常の管理行為としての除草を含む）を実施した箇所において、除草により除染を行う費用は、財政措置の対象となるか。	48
Q4-67 例えば子どもの生活環境において、表土除去を行う際の作業前の除草や堆積物の除去は財政措置対象か。	49
Q4-68 平成25年の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。 .	49
Q4-69 除染の進捗状況の調査に必要な情報収集等を行うため非常勤職員を臨時雇用する場合、その経費は財政措置の対象となるか。	49
Q4-70 盆栽や鉢植えに対して除染を行った場合、財政措置の対象になるか。	49
(除染に伴う子どもの生活環境再生事業)	50
Q4-71 「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」とは何か。	50
Q4-72 どのような事業が対象となるのか。	50
Q4-73 すべての除染等の措置に伴うものが対象か。	50
Q4-74 原形復旧措置を行うにあたり、除染等の措置等を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しいものが入手できない場合、どのようにすればよいか。	51
Q4-75 除染等の措置等を講ずる前の対象物よりも効用の大きい財物を設置したい場合、その設置に要する経費は一部でも対象にならないか。	51
Q4-76 取扱要領の要件にある「除染等の措置等に付随する」とはどのような意味か。	51
Q4-77 取扱要領の要件にある「放射線量低減措置」とは何か。	51
Q4-78 なぜ「軽微な措置」に限るのか。	51
Q4-79 取扱要領の要件にある「やむを得ず」とはどのような状況か。	51
Q4-80 取扱要領の要件にある「土地」とは何か。	51
Q4-81 なぜ「土地」に限るのか。	52
Q4-82 取扱要領の要件にある「比較して合理的」とはどのようなことか。	52
Q4-83 取扱要領の要件にある「従前の効用を復旧するために合理的に講ずる措置」とはどのようなことか。	52
Q4-84 なぜ要件二が規定されているのか。	52
Q4-85 取扱要領の要件にある「適切に処理する」とはどのようなことか。	52
Q4-86 要件二を満たすことは、どのように申請すればよいのか。	52
Q4-87 事業の実施時期に制限はあるのか。	52
Q4-88 交付申請は除染事業等と同時に行ってよいか。	53
Q4-89 除染事業等と一つの契約の中で本事業を行ってもよいか。	53
Q4-90 「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」を新たに実施する場合、除染実施計画の変更は必要か。	53
(専門家派遣事業)	53
Q4-91 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。	53
Q4-92 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。	53
(事後モニタリング事業)	54

Q4-93	事後モニタリングはどのような測定点や頻度で実施すれば良いか。	54
Q4-94	事後モニタリングのために新たに測定機器を購入しても良いか。	55

その他 56

Q5-1	放射性物質汚染対処特措法第35条第1項第4号の「環境省令で定める土地」及び「環境省令で定める者」とは、どのような土地及び者が定められているのか。	56
Q5-2	市町村等から資機材を借りて、自治会や住民が除染を実施した場合の除染の実施者は住民となるのか。	56
Q5-3	除去土壌等の処分の実施者は誰なのか。	56
Q5-4	公園の除染（表土剥ぎ、天地返し等）を行った際に、土地を整備した際の盛り土材に含まれていたコンクリートの破片を土壌とあわせて除去した。このコンクリートの破片を廃棄する場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物（土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物）に該当するのか。 また、同様に、土壌とあわせて地中から自然由来の石を除去した場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物（土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物）に該当するのか。	57
Q5-5	環境大臣との協議を必要としない除染実施計画の変更を行った時で、変更後の除染実施計画に追加された除染等の措置等を行う場合であっても、放射性物質汚染対処特措法の対象となるのか。	57
Q5-6	環境大臣との協議を必要とする除染実施計画の変更を行いたいときで、除染実施計画の変更の協議終了前に、変更後の除染実施計画に追加される除染等の措置等を行う場合であっても、放射性物質汚染対処特措法の対象となるのか。	58
Q5-7	通学路の除染により発生した除去土壌等を、隣接する施設（公園等）において保管することは、現場保管に該当するか。	58
Q5-8	除染土壌等を適切に管理した場合の安全性について、国としてしっかり広報してほしい。特に、放射線そのものとその影響、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトの安全性についてしっかり広報してもらえないか。	58
Q5-9	汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。	58
Q5-10	汚染状況重点調査地域の指定解除後は、汚染状況の監視を目的としたモニタリング費用は補助対象にならないか。	59

除染実施計画関係

Q1-1 除染実施計画策定時に照会事項が生じた場合、照会方法は県経由または直接環境省に問い合わせでよいか。

A 基本的に環境省に問い合わせてください。

Q1-2 除染実施計画はいつまでに策定するのか。

A 特段期限は設けられておりませんが、除染事業の速やかな実施という観点から、なるべく早く計画策定を終えていただくのが望ましいと考えます。

Q1-3 生活圏の除染を優先的に実施するとしているが、除染の目標はどのようになるのか。

A 現段階においては、特措法に基づく基本方針に沿って、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとします。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成 25 年 8 月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約 50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成 25 年 8 月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約 60%減少した状態を実現すること。

Q1-4 除染実施計画の対象地域を確定するため、どのように線量の測定を行えばいいのか。

A 市町村が除染関係ガイドライン第1編に沿って実施した測定結果に基づいて、字や街区等の区域単位で除染実施区域を定めてください。市町村による測定の実施が困難な場合には、文部科学省による航空機モニタリングの結果などを基に除染実施区域を定めることも可能です。

Q1-5 1市町村内に複数の除染実施区域を指定することは可能か。

A 可能です。除染実施計画にそのように記載してください。

Q1-6 除染実施区域とするのは、「毎時 0.23 マイクロシーベルト以上」の区域なのか、それとも「毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える区域」なのか(基本方針では、長期的な目標が「年間 1ミリシーベルト以下」と記載されている)。

A 毎時 0.23 マイクロシーベルト「以上」の区域のうち、除染が必要と判断されるところを除染実施区域としてください。

Q1-7 生活圏以外の地域であっても、1時間当たりの空間線量率が**0.23** マイクロシーベルト以上であれば除染実施区域に設定できるのか。

A 市町村において、住民の被ばく低減に向けて必要と判断をした場合には、生活圏以外の地域であっても、1時間当たりの空間線量率が **0.23** マイクロシーベルト以上の区域を加えた除染実施計画を策定することは可能です。

Q1-8 区域内の線量が毎時 **0.23** マイクロシーベルト以上であり、当該区域を除染実施計画に位置づけた場合には、当該区域内のすべての施設や住宅等の除染を実施する必要があるのか。

A 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の中で、追加被ばく線量が比較的低い地域においては、地域の実情を踏まえつつ、子どもの生活環境を中心に除染することが適当であるとされています。除染実施計画の対象となった区域でも、その区域内にあるすべての施設や住宅等の除染を実施する必要はなく、地域の実情を踏まえ、除染等の措置等を実施する区域を定めてください。

Q1-9 子どもが利用するキャンプ場等は、補助要綱等という「公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの」に該当するか。

A 該当します。

Q1-10 集合住宅の一画に設けられた子どもの遊び場について、集合住宅から切り分けて、「公共施設のうち、子どもが長時間生活するもの」として除染対象とすることはできるか。

A 当該遊び場が、居住区域と明確に区分できるものであり、かつ、広く一般に開放されているものである場合は、当該遊び場と居住区域とを切り分けて、当該遊び場を「公共施設のうち、子どもが長時間生活するもの」として除染を実施することができます。

Q1-11 森林(里山林や平地林)は除染の対象地域となるのか。

A 一律に対象外とはしておりませんが、人への健康影響の観点から、まずは人の生活空間を優先するのが適当と考えられます。具体的な情報とともに環境省に御相談下さい。

Q1-12 ほだ場は除染対象となるのか。

A 除染実施計画の対象区域内にあるほだ場については、除染対象として除染実施計画に位置づけることが可能です。なお、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン案について(平成25年3月29日付林野庁事務連絡)」(以下「栽培管理ガイドライン」という。)に基づく管理を適切に実施してください。

Q1-13 森林内のほだ場を除染対象として除染実施計画に位置づける場合、どのように記載すればよいのか。

A 除染実施計画の除染対象として、「生活圏隣接の森林」が位置づけられている場合は、ほだ場についても位置づけられているものとします。

Q1-14 河川・湖沼等は除染対象となるのか。

A 平成26年8月22日に開催した第12回環境回復検討会において、河川・湖沼等の対応については、
「河川・湖沼等については、一般的には水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さい。したがって、水が干上がった場合等に、水の遮へい効果が期待できず、放射性セシウムの蓄積により空間線量が高く、かつ、一般公衆の活動が多い生活圏に該当すると考えられる箇所については、必要に応じ、除染を実施する。」
という考え方をお示し、ご議論いただき概ね了承を得ました。
これを踏まえ、河川・湖沼等の除染の方針については、除染関係ガイドラインに追補する予定です。

Q1-15 ため池の除染はどのような方針か。

A 平成26年8月22日に開催した第12回環境回復検討会において、ため池の除染については
「ため池の底質については、水の遮へい効果があり、生活圏の空間線量への寄与が小さいことから、基本的に除染は実施しない。なお、長期的には底質表面は新しい堆積物に埋もれて濃度が減少する可能性も考えられる。
ただし、住宅や公園など生活圏に存在するため池で、一定期間水が干上がることによって、周辺の空間線量が著しく上昇する場合には、必要に応じ、生活空間の一部として、除染を実施する。」
という考え方をお示し、ご議論いただき概ね了承を得ました。
これを踏まえ、ため池の除染の方針については、除染関係ガイドラインに追補する予定です。

*** 営農再開・農業復興に向けた対策について**

福島県内の一部の市町村においては、営農再開・農業復興の観点からの対策が必要な場合には、福島再生加速化交付金として実施することができます。この場合は、震災以前の用水利用や維持管理の状況を踏まえつつ、ため池毎の条件等に応じて、取水施設の改良、シルトフェンスの設置、底土の固化・被覆・除去等の放射性物質対策を効果的に組合せて実施することになります。

Q1-16 通学路を除染実施区域として指定することはできるのか。

A 通学路を除染実施区域として指定することは可能です。なお、指定範囲において、少なくとも5点程度測定し(道路の測定においては、特性上周辺施設等からの影響を受けやすい場合のものもあるため、指定しようとする範囲が500mを超える場合には、100mを超えるごとに1点ずつ測定点を増やすことが望ましい。)、その測定値の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上であることを、除染実施区域の指定要件とします。

Q1-17 除染実施区域内で国や県が管理している土地(国道、県道、河川敷等含む)については、国や県が自ら除染を実施するものであるため市町村は除染実施計画から除外してよい、と認識しているが如何か。

A 国や県が管理している土地等の除染実施者については、原則、放射性物質汚染対処特措法第35条第1項のとおり(国(県)が管理する土地は国(県))です。

なお、当該土地等の除染については、市町村が策定する除染実施計画に含めてください(国や県は独自の除染実施計画を策定することは、基本的にはありません)。

Q1-18 区画整理事業地内で、使用収益開始後の土地(民有地)については、市町村が除染主体になるのか。

A 原則として、市町村が実施者になります。

Q1-19 他市町村や一部事務組合等(A)が管理している土地等が自市町村(B)内に存在する場合、当該土地等の除染の実施者や費用負担はどうなるのか。

A 他市町村や一部事務組合等(A)が管理する土地等の除染は、当該土地等を管理している者が行うこととされているため、他市町村や一部事務組合等(A)に、補助金の交付申請をしていただいた上で除染を実施していただくこととなります。この際、市町村や一部事務組合等(A)と市町村(B)の間で、除染を実施する際の手法等について事前に十分に調整を図ってください。

なお、この場合においても、市町村や一部事務組合等(A)が管理している土地等の除染が、市町村(B)が策定する除染実施計画に位置づけられる必要があることに御留意下さい。

Q1-20 県が国、市町村又は独立行政法人等に貸している土地等の除染の実施者は、どの者になるのか。また、逆の場合はどうか。

A 実施しようとしている除染と同等レベルの通常の工事又は業務を実施する権限を有する者が除染を実施することが適当と考えられます。ただし、関係者間で調整の上、それ以外の者を実施者としても差し支えありません。

Q1-21 放射性物質汚染対処特措法第36条第3項の協議会に含む者又は第4項の意見を聞く関係者について、国又は県の土地が複数ありそれぞれの所管部門が異なる場合には、それぞれの部門を個別に対象とするのか。

A 原則として、御指摘のように、それぞれの部門を個別に対象としてください。

Q1-22 除染実施計画策定時に除染実施区域を特定することは必須なのか。

A 放射性物質汚染対処特措法第 36 条第2項第2号において、除染実施計画においては、「除染実施計画の対象となる区域」を定めることとされていることから、除染実施計画策定時において、除染実施区域を特定することが必要です。

ただし、第1期の法定計画としては優先順位の高い区域等を除染実施区域として定めることとし、例えば優先順位の低い区域や雪の影響で詳細調査が困難な区域等は保留扱いとして第1期の法定計画から外し、後日詳細調査を実施した上で判断することも可能です(その場合、未確定だった区域を除染実施区域とする際には計画変更が必要となります。なお、新たに除染実施区域となる区域の面積が、当初の除染実施区域の面積の 10%を超える場合には環境大臣への協議が必要です)。

Q1-23 除染実施計画の対象区域の判断に使用する調査測定結果として、例えば平成 23 年秋時点のデータを使用することは可能か。また、複数の時点における調査測定結果が存在する場合には、より新しい調査結果を採用する必要があるのか。

A 原則として可能な範囲で新しいデータを使用することが推奨されますが、より新しい時点における調査測定結果が存在する場合でも、過去の調査測定結果を使用することも可能です(ただし、事故直後の調査測定結果を除きます)。特に、過去の調査結果に基づき既に除染を行っており、除染作業後の最新の測定結果では線量が低減しているような事例においては、過去の調査測定結果を使用いただくことが可能です。

なお、除染実施計画に位置づけられた区域であっても、除染実施にあたっては、除染作業の内容・対象を確定する際の詳細測定結果(本Q&A「ガイドライン関係」のQ2-8 を参照)を基に除染実施の必要性等を判断してください。

Q1-24 除染実施計画の策定地域は、原則として字(あざ)や街区等の区域単位で判断する(当該区域での測定平均値で判断する)旨、除染関係ガイドラインに記載されているが、より大きな区域単位で判断することは可能か。

A 大字や町名(町丁の町)の区域単位で判断することも可能です。

Q1-25 「除染実施計画の対象となる区域(法第 36 条第2項第2号に定める区域)」外に仮置場を設置することは可能か。

A 可能です。但し、除染実施計画においては、「除染等の措置等を実施する区域」についても定める必要があるため、仮置場の所在地を除染実施計画に記載するか、除染実施計画の「除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項」等の部分に、保管に関する管理内容(保管方法、場所、量など)を記録する旨を記載するとともに、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 53 条に基づく除去土壌等保管台帳を作成することで、除染実施計画に位置付けてください。また、今後、除染実施計画の対象となる区域外において処分を行う場合においても、同様の方法により位置付けることが必要となります。

Q1-26 除染が終了して除去土壌等を現場保管している施設を、除染実施計画の変更により「除染実施計画の対象となる区域」外とした場合、仮置場等への搬入等に係る費用については財政措置の対象となるか。

A 除染実施計画における「除染実施計画の対象となる区域」外とした場合でも、当該現場保管場所の所在地を除染実施計画に記載する等して、当該保管場所を除染実施計画に位置付ければ、財政措置の対象となります。(除染実施計画に位置付ける方法については、Q1-23 を参照。)

Q1-27 規則第48条第2号において、「実施する区域の面積の十パーセント未満の変更」に該当する場合は、法第37条第2項に規定する「軽微な変更」に該当することとされているが、当該区域の面積の把握についてはどのような方法があるか。

A 区域の面積の把握については、例えば、登記簿上の地籍や、「固定資産税価格等の概要調書」、プランメーターの活用、図面からの推計、戸数割合等を用いた按分等、合理的な方法で行ってください。

Q1-28 「実施する区域の面積の 10 パーセント未満」の除染実施計画の軽微な変更を行った場合、次回の変更の際も、同様に 10 パーセント未満の変更であれば、環境大臣への協議が不要な軽微な変更にあたるのか。

A 協議を行わずに変更した面積の累積が対象区域の面積の10パーセント以上となる場合には、環境大臣への協議を行うことが必要です。例えば、一度目の変更が対象区域の面積の5%の変動である場合には協議は不要です。二度目の変更が対象区域の面積の8%の変動である場合には、累積で13%となりますので協議が必要です。

Q1-29 新たに1施設(学校、公園等)を実施する区域に位置づける場合など、明らかに10パーセント未満の変更であり、軽微な変更にあたると思われる場合においても、規則48条2号に規定する「実施する区域の面積の10パーセント未満の変更」であることを証明するために、除染を実施する区域の全面積を算出しなければならないのか。

A 一部の区域の面積を算出すること(例えば、学校や公園など比較的面积を入手しやすい区域など)により、「実施する区域の面積の10パーセント未満の変更」であることが説明できる場合には、必ずしもすべての区域の面積を算出する必要はありません。また、実施する区域全体及び変更により新たに追加する区域を図面において明確に図示することにより、10パーセント未満の変更であることが説明できる場合も、面積を算出していただく必要はありません。具体的な情報とともに環境省に御相談下さい。

Q1-30 除染の工事契約の終了時期が除染実施計画の終了時期を超えている場合、計画の期間が過ぎた部分に行った除染工事は、特措法の対象となるのか。

A 工事契約の終了時期が除染実施計画の終了時期を超えている場合には、計画に定める期間が過ぎるまでに、期間を延長する計画の変更を行えば差し支えありません。

たとえば、計画の期間が25年8月末であり、工事契約の期間が25年10月までとなっている場合、8月末までに10月を含む計画変更を行えば、9月～10月分の除染工事も特措法の対象になります。

ガイドライン関係

Q2-1 除染実施計画策定の根拠に用いる調査測定の実体は住民でもよいか(機器は市町村が貸し出す)。

A 測定精度の確保の観点から、市町村又は市町村が、十分に能力があると認めた業者の方が測定を実施してください。

Q2-2 除染実施区域の設定のために汚染状況重点調査地域内の汚染の状況を調査測定する際、測定地点の数や場所、測定高さ(50cm～1m)は、自治体側で任意に設定することでよいのか。

A 除染関係ガイドライン第1編の調査測定方法に記載された例を踏まえ、区域の実情に合わせて具体的な測定地点の数や場所を判断していただいて構いません。
測定の高さについては、除染関係ガイドライン1-8 ページに示す測定点①の考え方において行ってください(測定点①の測定高さについては、Q2-3 を参照。)

Q2-3 除染関係ガイドライン1-8 ページにおいて、測定点①で 50cm の高さで測定しても良い例として「小学校以下及び特別支援学校」とあるが、その他の施設ではどうか。

A 幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校及びそれらの通学路、主な利用者が幼児・低学年児童等である公園等においては、50cm の高さで測定できます。

なお、たとえば中学校以上の学校およびそれらの通学路、主な利用者が幼児・低学年児童でない総合運動公園等においては、1m の高さで測定します。

Q2-4 除染関係ガイドライン1-11 ページに沿って測定した上で、計画策定要件に適合するかどうかを判断する場合、字にあるすべての学校や公園等の平均値を求めるのか。それとも代表的な地点での平均値でよいのか。

A 区域内にあるすべての学校や公園等の測定結果に基づいて判断しなければならない訳ではありませんが、できるだけ多くの学校や公園等における測定結果に基づいて判断した方が、その区域の平均的な線量を適切に把握できると考えられます。なお、すべての学校や公園等の測定結果を用いない場合も、線量が高い(低い)学校や公園等を恣意的に選択し、その結果をもとに判断するのは適切ではありません。

Q2-5 除染事業に係る測定について、走行サーベイ、歩行サーベイなど、GPSにより測定位置を記録しながら常時移動しつつ測定する方法で行っても良いか。

A 常時移動して測定する方法は、局所的な空間線量率の起伏を精確に評価することには不向きなため、局所的な空間線量率の起伏がないと考えられる道路や農地、広場などに限って実施するようにしてください。

局所的に放射性物質により汚染された地点の存在が疑われる場合は、当該地点において立ち止まって測定する方法で実施してください。

なお、走行サーベイであれば車道でしか測定できない等、実施する測定方法や測定機器により測定場所の制限や測定高さの制限がありますので、除染関係ガイドライン等で、実施する測定において必要な測定箇所や測定高さを十分確認してから、実施してください。

Q2-6 除染関係ガイドライン1-12 ページに沿って測定した場合で、既に除染実施区域として判断した学校や公園等以外にも要件に適合する学校や公園等が存在することが明らかになった時には、除染実施区域の追加は可能か。

A 可能です。この場合、既に策定済みの除染実施計画を改訂していただくこととなります。

Q2-7 除染の実施に当たっては、個人等から除染の実施に係る同意を得る必要があるのか。必要があるのであれば、いつ、どのように行えば良いか。

A 土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、関係人(土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。)の同意を得る必要があります。この場合、実施する除染等の措置等の内容について、簡易な同意書に基づいて同意を得ておくことが望ましいです。なお、同意取得のタイミングに関しては、同意の取得が除染作業の発注前の場合(除染対象・作業内容を明確にした後に発注・契約する場合)も、発注後の場合(同意取得、除染対象・作業の明確化を含めて包括的な発注・契約をする場合)もあり得ます。

Q2-8 実際に除染作業を実施するか否かについては、いつの時点の空間線量率でどのように判断するのか。

A 除染実施計画に位置づけられた区域内の個々の施設等について、除染作業の対象及び除染作業の内容を確定する際の詳細測定(以下「詳細測定」という。※を参照)の平均値の結果を基に、除染実施の必要性・その内容を判断することとなります。

○詳細測定の平均値の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の場合

…除染作業直前の測定の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であっても除染を実施することが可能です。

○詳細測定の平均値の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の場合

…詳細測定の時点において、側溝や雨樋下等の局所的に毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所については、除染を実施することが可能です。

※具体的には、除染関係ガイドライン2-14 ページ等で規定する測定点①での測定であり、個人等から除染実施に係る同意を得る前に実施する測定を想定。

Q2-9 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定は、どの時点で行えばよいのか。

A 個人等から除染作業の実施に係る同意を得る前の時点进行想定しています。ただし、除染作業の内容等を厳密に確定しなくとも同意を得られ、かつ、おおよその事業量を確定できることにより、除染事業の発注が可能である場合には、これを省略し、除染実施前測定によって代替しても差し支えありません。なお、この場合でも、除染実施前測定の平均値の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設等が除染の対象となります。また、従前に実施した測定結果等、他の測定結果等(自治体独自の定期的な測定結果等)がある場合には、これを活用することも可能です。

Q2-10 詳細測定は、どの程度の期間まで有効か。

A 詳細測定を実施した日から、除染作業の対象及び除染作業の内容を確定(業務の公示等)するまでの期間が、おおむね6か月以内としてください。

Q2-11 除染作業の対象及び除染作業の内容を確定するための詳細測定の実施においては、具体的にどのような測定点で測定するのか。

A 除染関係ガイドラインにおいて、測定点①で例示する箇所を基本としますが、具体的には以下の例のような目安で測定してください。

○戸建住宅

庭等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等2～5点程度で測定してください。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。

○集合住宅、公共施設等

庭等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等5点程度で測定してください。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。

○学校(校舎、校庭)

校庭については、校庭を10～30m程度で区切った各メッシュにつき1点で測定してください(空間線量率のばらつきが少ないと考えられる場合には均等に分散させた場所等5点程度での測定でも可)。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。校舎については、校舎周りで、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等5点程度で測定してください。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。

なお、学校全体において、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等複数点(上記の校庭・校舎における測定点数の合計程度)で測定し、その平均値を基に、学校全体の除染実施の必要性・その内容を判断することも可能です。

○農地、牧草地

農地、牧草地を10～30m程度に区切った各メッシュにつき1点で測定してください。その平均値を基に、除染実施の必要性・その内容を判断します。(測定点が施設において100点以上となるような場合は個別に御相談下さい。)

○道路

測定場所については、歩道の中央線上付近等人が多くの時間を過ごす場所で、10～30m程度につき1点で測定してください。一つの道路において両側に歩道があり、そのいずれも除染等の措置を実施する予定である場合には、それぞれの歩道において測定してください。その上で、測定する区間の区分については、除染等の措置の実施の対象とすることを予定している区間のうち、字又は街区や市道番号等(私有地であれば、当該私有地に存する土地)を目安に区分を設定し、当該区分ごとに区分内の複数の測定値の平均値を基に除染実施の必要性・その内容を判断します(測定点が当該区分において100点以上となるような場合は個別に御相談下さい。)。なお、道路の測定においては、特性上周辺施設等からの影響を受けやすい場合のものもあるため、このことに十分に留意してください。

○森林

測定場所については、林縁部及び作業を行う林内中間地点付近において20～50m程度につき1点で測定してください。その上で、除染等の措置の実施の対象とすることを予定している区間のうち、字又は街区や林班等を目安に区分を設定し、当該区分ごとに区分内の複数の測定値の平均値を基に除染実施の必要性・その内容を判断します(測定点が当該区分において100点以上となるような場合は個別に御相談下さい。)

Q2-12 線量低減化地域活動支援事業を活用する場合において、詳細測定を、自治会や住民が行うことは可能か。

A 市町村職員の立ち会いのもと、市町村の事業として自治会や住民が測定することは可能です。ただし、測定結果については市町村が責任を負う(測定結果の責任が市町村にある)とともに、実際に測定を行う自治会や住民は教育(講習の一部)を受けてください。

Q2-13 詳細測定の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っていた施設については除染を行う必要があるのか。

A 除染実施区域であっても、詳細測定の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っている場合は、基本的には除染を実施する必要はありません。
ただし、こうした場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点に対し除染を行う場合には、その費用は財政措置の対象となります。なお、側溝や雨樋下等の局所的な地点は、基本的に一定以上の広がりをもっていないことから、財物の価値を損なわない天地返し等の除染手法で行ってください(原状回復に関する考え方については、平成 24 年 12 月 18 日事務連絡「財物の価値を損なう除染に対する財政措置の範囲の考え方について」を参照してください。)

Q2-14 詳細測定を行う場合、業務報告書に記載すべき内容(項目)は何か。

A 主に以下のとおりとなります。

- ・作成日
- ・測定対象
- ・測定期間
- ・測定装置
- ・測定結果とりまとめ(番号(測定点)、測定対象、測定条件等(測定高さ)、測定日時、測定結果)
- ・測定場所の地図(番号(測定点)、測定対象が記載されていること)

※除染実施前測定を兼ねる場合は、実績報告の際に写真の提出も必要となることにご留意下さい。(「補助金関係」のQ4-64をご参照下さい。)

Q2-15 「側溝や雨樋下等の局所的な地点」、とはどのような地点か。

A 放射性物質を含む雨水排水によって土壌等が高濃度に汚染され、周囲と比べて、放射性セシウムが濃集している蓋然性が高い地点(側溝や雨樋下等)であり、その範囲は、一般的には雨樋下や樋の排水口から数十 cm 程度であると考えられます。この範囲を超えると考えられる場合や局所的な地点に該当するかどうか判断が困難な事例については、線量や汚染の範囲、土地の状況等、具体的な情報とともに環境省に御相談下さい。

Q2-16 道路の街渠枡(集水枡)は「側溝や雨樋下等の局所的な地点」に該当すると考えてよいか。

A 道路の街渠枡(集水枡)については、放射性物質を含む雨水排水によって土壌等が高濃度に汚染され、周囲と比べて放射性セシウムが濃集している蓋然性が高いものとして、局所的な地点に該当すると考えて差し支えありません。

Q2-17 詳細測定の平均値の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の場合において、「側溝や雨樋下等の局所的な地点」の除染実施を判断するための測定は、どの高さで行えばよいか。

A 1m(保育園や小学校においては 50cm)の高さで行ってください。

Q2-18 詳細測定において、学校のグラウンドのメッシュ測定を行い、平均値は毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合、一部毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるメッシュの除染については、補助対象となるか。

A 「補助金関係」のQ4-44 を御参照下さい。

Q2-19 線量低減化地域活動支援事業を活用する場合において、除染実施前後の測定を、自治会や住民が行うことは可能か。

A 市町村職員の立ち会いのもと、市町村の事業として自治会や住民が測定することは可能です。ただし、測定結果については市町村が責任を負う(測定結果の責任が市町村にある)とともに、実際に測定を行う自治会や住民は教育(講習の一部)を受けてください。なお、詳細測定を行っている場合においては、市町村職員の立ち会いは不要です。

Q2-20 詳細測定と除染実施前後の測定点はそれぞれどの場所で行うのか。

A 詳細測定は、基本的に、除染関係ガイドライン2-14 ページ等で規定する測定点①において測定を行ってください。なお、側溝や雨樋下等の局所的な地点の除染実施を判断すること等のために、測定点②において測定を行うことは可能です。

除染実施前後の測定は、基本的に、除染関係ガイドライン2-14 ページ等で規定する測定点①及び測定点②において測定を行ってください。詳細測定及び除染実施前後の測定における測定点①の具体的な場所については、本Q&A「ガイドライン関係」のQ2-11 を御参照下さい。

Q2-21 詳細測定における測定結果を持って、除染実施前測定とすることは可能か。

A 除染実施前測定は、除染の効果を正確に把握する必要があるため、除染作業の直前に行ってください。なお、詳細測定を実施した日から、除染作業に着手した日までの期間が、おおむね6か月以内であれば、当該詳細測定の結果を(詳細測定の時点で、測定点②において測定を行っている場合は当該測定結果も)除染実施前測定の結果としていただいても差し支えありません。

Q2-22 除染作業前に行う平均的な空間線量の測定における測定点は、詳細測定において実施した測定点を一部省略するなどして、より少ない測定点数で実施してもよいか。

A 基本的には、同じ測定点数で測定を実施することが適切と考えられます。特段の事情がある場合は、具体的な情報とともに個別に環境省に御相談下さい。

Q2-23 戸建て住宅において、除染実施の前後の測定に係る空間線量率等の測定点を屋内に設けることは可能か。

A 除染効果を確認するための測定点は、除染を実施する屋外に設けていただくこととしています。

Q2-24 測定機器の校正を依頼する事業者は、登録事業者でなければならないのか。

A 測定機器の校正は、以下の事業者等で行っていただくことが可能です。

- (1) 計量法に則った校正を行っている登録事業者
- (2) JIS に則った校正を行うことができる測定機器メーカー
- (3) その他 JIS に則った校正を行うことができる事業者

Q2-25 屋内で放射線量が高い場所がある。屋内の除染メニューはないのか。

A まずは、除染関係ガイドラインに従って、施設外側の除染を実施してください。それでも十分な効果が出ない時には、環境省に御相談下さい。

Q2-26 覆土の厚さはどの程度にすべきか。

A 覆土の厚さは、表土の削り取り・客土に準じ、最大で5cm を基本とします。それ以上の厚さで覆土を行う必要があると考える場合には、表土除去や天地返しの実施を検討すること等を含め、事前に環境省に御相談下さい。

Q2-27 戸建て住宅の雨樋下等の除染を、天地返しにより行うことは可能か。

A 雨樋下等の土壌をその場で天地返しすることにより、除染を行うことは可能です。なお、雨水枡に溜まっている土壌のようにその場で天地返しを行うことが困難な場合には当該雨水枡の近傍で天地返しを行うことが可能です。また、同一敷地内の数カ所の雨樋下等で除去した土壌を当該敷地内においてまとめて天地返しを行うことも可能です。

Q2-28 新たに除染効果が認められた除染手法は採用できるのか。

A 内閣府による「福島第一原子力発電所事故に係る避難区域等における除染実証業務」を通じて得られた一定の知見等を踏まえ、「比較的線量が高い地域」及び「比較的線量が低い地域における学校、公園等子どもの生活環境」において、以下の除染手法(以下「新手法」という。)を財政措置の対象として、採用いただけます。

1. 舗装面(土や碎石等による舗装を除く)のショットブラスト

※高圧洗浄では、空間線量率の低減が見込まれない場合に限る。

2. 舗装面(土や碎石等による舗装を除く)の超高圧洗浄

※高圧洗浄では、空間線量率の低減が見込まれない場合に限る。

3. 舗装面(土や碎石等による舗装を除く)の回収型高圧洗浄

4. 玉砂利の高圧洗浄

5. 人工芝における目砂の吸引除去

※合理的な範囲内であれば、除去した目砂の量だけ目砂を補填する際に要する費用も財政措置の対象とする。

なお、新手法による線量低減効果は、実証事業にて一定程度確認されているものの、施工条件等によっては線量低減効果が十分得られない場合もあり得るので、新手法を用いて除染を実施する場合には、試験的に実施し効果を確認しつつ進め、線量低減効果が不十分な場合には環境省へ御相談下さい。

また、新手法を用いて除染を実施する場合には、除染対象物の表面等を損傷する可能性があります。その場合の除染対象の修復費用については、財政措置の対象とならない点に御留意下さい。

環境省では、引き続き除染技術に係る知見の集積に努めてまいります。

Q2-29 現状では、市町村内に仮置場が用意できる見込みがない場合、除染方法はどのようにしたらよいか。

A 以下の①や②のような対応が考えられます。

- ①除去土壌が多くは生じない除染(落ち葉回収、草刈り等)を行うこと
- ②除去土壌等を当該除染現場で保管すること

Q2-30 仮置場の敷地境界において、搬入中に除去土壌による追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないこととあるが、これは毎時 0.23 マイクロシーベルトであると解してよいか。(廃棄物関係ガイドラインでは、毎時 0.19 マイクロシーベルトとなっている。)

A 搬入中の除去土壌による追加線量を意味し、自然界からの放射線量は含みません。そのため、搬入中の除去土壌による年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトに達しないと考えられる毎時 0.19 マイクロシーベルトとしています。したがって保管場所境界での空間線量率の測定値は、バックグラウンド測定の値+毎時 0.19 マイクロシーベルトを超えない値であることを確認することになります。

Q2-31 除去土壌の現場保管や仮置場での保管に当たり、覆土の厚さや離隔距離を設定するために専門機関に委託する等して、除去土壌の放射能濃度を測定する必要があるか。

A 空間線量率と容器線量率から除染関係ガイドラインの4-10~12 ページに記載している表を参考に、覆土の厚さや離隔距離を設定することができるため、除去土壌の放射線濃度の測定は必要ありません。また同ガイドライン4-17 ページにあるように、除去土壌の搬入中では敷地境界において除去土壌からの追加線量が年間1ミリシーベルトを超えないように、搬入後は周辺環境と同程度になるよう管理してください。

Q2-32 除去土壌の仮置場を処分場内に設置しているが、線量に変化はなく、仮置場の状態は毎日目視により確認しているため、測定の頻度を変更できないか。

A 比較的線量が低い地域において、八週間分(8回分)の測定結果から、その測定値と平均値を比較してください。各測定値のすべてが平均値の+20%・-20%未満であれば、その後は、仮置場への除去土壌の出し入れがなく、かつ、定期的(週一回)に仮置場の異常の有無がないかどうか管理されている場合に限り、測定の頻度を2週間に一度から1か月に一度までのいずれかの頻度の測定とすることを可能とします。

Q2-33 仮置場(地上・地下保管)の設置・管理基準を国として示していただけないか。

A 除染関係ガイドライン及び廃棄物関係ガイドラインを御参照下さい。

Q2-34 仮置場の構造にはどのようなものがあるのか。

A 基本的には、除染関係ガイドラインに示す、遮水シートや土のうを用いて施設要件・管理要件を満たす構造にしてください。

その他、遮水シートの代わりに仮設のパイプハウスを用いることも、耐震性等安全性が確保された構造であること、雨水侵入防止等の要件を満たし、必要かつ合理的なものであれば、適切と考えられますので、個別に環境省へ御相談下さい。

Q2-35 仮置場の設置に当たり厚さ6mmの遮水シートの敷設は必要か。

A 遮水シートの厚さは、最終処分場における遮水工用のシートとして求められる厚さが1.5mmであることなどから、一般的には1.5mmで十分であると考えられます。

Q2-36 仮置場の設置に当たり保護マットは必要か。

A 除去土壌等の保管に際し、遮水シートに加え保護マット(不織布その他)の敷設が必要になるのは、廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版環境省)の除染廃棄物関係ガイドラインに示すように、保管する除染廃棄物に突起物等が含まれる等、遮水シート等の破損が懸念される場合です。これには、地下保管において当該土地の土壌に礫が多く含まれる場合も同様です。

Q2-37 ため池からの放射性物質の流出がないか確認したいが、測定に係る経費は財政措置の対象となるのか。

A 「補助金関係」のQ4-15を御参照下さい。

Q2-38 ため池からの放射性物質の流出に関する測定は、どのような場所で、どの程度の頻度で実施すれば良いか。

A 例えば、

①ため池からの流出口付近、ため池からの水が流れる農業用水路についてはそれぞれ数箇所程度、流入先の農地については、字単位で1筆程度抽出し、その農地の中で5点程度について、年に1回～数回程度空間線量率を測定する

②除染作業後の農地を字単位で1筆程度抽出し、その農地の中で5点程度について、年に1回～数回程度空間線量率を測定する

③専門家派遣事業の一環としての放射性物質濃度の測定について、除染実施区域内にあるため池のうち、1つの市町村につき数箇所程度を抽出し、ため池からの流出口付近の水、流入先の農地の土壌等を対象に数箇所、年に1回～数回程度、必要に応じて行う

などが考えられますが、具体的には環境省に御相談下さい。

Q2-39 遊水地、調整池は除染の対象か。

A 遊水地、調整池の汚染が生活空間へ影響していると考えられる場合においては、具体的な情報とともに、事前に環境省に御相談下さい。

Q2-40 農業用ビニールハウスの除染は、ビニールの交換をすべきか。

A これまでの知見から、ビニールシート自体の汚染が周辺生活圏空間線量率に大きく寄与するとは考えにくく、ビニールシートの周辺の土や、ビニールシートの継ぎ目などが汚染源であると考えられますので、ビニールシートの交換ではなく、必要に応じて拭き取り等による除染を実施してください。

Q2-41 森林内のほだ場の除染は具体的にどのように行えばよいのか。

A 住居等近隣の森林の除染方法に準じ、落葉等堆積有機物の除去の実施を基本としてください。除染範囲については、ほだ木の伏せ込み等を行う場所及びその周辺 20m 程度の範囲の森林において、落葉等堆積有機物の除去後の放射線量の低減状況を段階的に確認しつつ、その範囲を決定してください。

特措法に基づく除染と栽培管理ガイドラインに基づく措置の実施者が異なる場合は、除染の実施者である市町村等と、ほだ場を管理している事業者等との間で工程調整等を行うよう努めてください。

Q2-42 林縁から 20m 以遠の堆積有機物除去はどのような場合に実施可能となるのか。

A 環境省が実施したモデル事業の結果では、林縁から 20m 以遠の堆積有機物除去（林縁から 20～40m）については、一般的には、林縁の空間線量率の低減効果は極めて限定的でしたが、以下の①及び②を満たす場合については、個別に御相談下さい。

- ① 三方を森林で囲まれた居住地であって、現在行っている面的な除染終了後においても、当該居住地の線量が周辺の平均的な線量よりも高い場合
- ② ①の条件を満たす居住地において、林縁から 20m 以遠の空間線量率が、除染前の林縁から 20m 以内の空間線量率より相当程度高い場合*

※相当程度高い場合とは、2～3 倍程度以上を想定。

なお、20m 以遠の堆積有機物除去の実施を検討するに当たっては、土砂流出のリスクや除去土壌等の発生量を勘案することが必要です。

除去土壌等保管届出書及び保管台帳関係

Q3-1 保管台帳には、国や県が実施した除染により生じた除去土壌等についても記録する必要があるのか。

A 保管台帳については、国や県が実施したものも含めて、全ての除去土壌等が記録の対象となります。なお、国や県が除去土壌等を保管した時は、除染実施計画を定めている市町村等に保管場所等を届出することとなっています。

Q3-2 「保管を終了した年月日」とは、搬入を終了した年月日か、保管していた除去土壌等が全量搬出された年月日のどちらか。

A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった年月日のことです。

Q3-3 「保管終了時点における放射線の量」は保管が終わった時点での線量を測るのか。

A 保管していた除去土壌等が全て搬出され、それ以降、保管行為がなくなった時点で、放射線量を測定してください。

Q3-4 「保管開始前及び開始後における放射線の量」について、例えば同じ保管場所に半年間隔で3回搬入した場合など、複数の保管時期がある場合はどのように記載するのか。

A 初回の開始前データ(除去土壌が全く搬入されていない状態)と、最後の搬入後のデータ(直近のデータ)を記載してください。

なお、当該欄の記載の趣旨は、除去土壌を搬入する前の状態と搬入後で空間線量率に大きな変動がないか確認するものです(除染関係ガイドライン 4-18 ページ下方参照)。

Q3-5 「除去土壌等の種類」はどの程度分ける必要があるのか。

A 除去土壌については土壌汚染対策法の要措置区域からの土壌など、放射性セシウム以外の汚染があるものはそれ以外のものと分けて記載し、可燃性廃棄物については腐敗性廃棄物とその他の可燃性廃棄物で分けて記載しておけば、その後の処理等を検討する際に有用と思われます。ただし、このような分け方が難しい場合には、少なくとも除去土壌、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物の3分類で分けて頂くようお願いいたします。

Q3-6 「除去土壌等の数量」について、時期を分けて搬入したり、一部を搬出したりする場合は、いつの時点の量を記載すればよいか。

A 搬入・搬出があればその一連の作業が終了次第修正し、現時点で保管している量が記載されているようにしてください。年間を通じて搬入・搬出がある場合は、任意の時点における保管量を、概ね四半期に一度程度の頻度で記載してください。

<p>Q3-7 「飛散防止措置の内容」は何を記載すればよいか。</p>
<p>A 容器(土のう袋、フレコン等)、防塵用シート、覆土などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。</p>
<p>Q3-8 「底面の遮水措置の内容」は何を記載すればよいか。</p>
<p>A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。</p>
<p>Q3-9 「雨水等浸入防止措置の内容」は何を記載すればよいか。</p>
<p>A 遮水シート、容器(防水性フレコン等)などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。</p>
<p>Q3-10 「放射線防護の遮へい措置の内容」は何を記載すればよいか。</p>
<p>A 遮蔽(覆土等)、離隔などのうち、実施しているものを記載してください(複数可)。</p>
<p>Q3-11 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設への搬入についてのことか、それとも搬出についてのことか。</p>
<p>A 「除去土壌等の運搬の内容」は当該保管施設から搬出したことについて記載してください。例えば、「運搬先」は、当該保管場所から搬出した際の搬出先について記載してください。</p>
<p>Q3-12 「備考欄」は何を記載すべきか。</p>
<p>A 中間貯蔵施設等への搬出を行うことをふまえると、現場保管と仮置場の別、及び地上保管と地下保管の別などを記載しておけば、搬出の際にどのような準備や作業が必要かを把握しやすくなります。その他、搬出路の状況等、搬出の際の注意事項などを適宜、記載してください。</p>
<p>Q3-13 現場保管について、保管していた除去土壌等の全量を仮置場に搬出して保管が終了した場合は、当該現場保管の台帳は破棄してよいか。</p>
<p>A 保管が終了した場合でも、その時点から10年間は台帳を保存してください。なお、その際、台帳については保管数量を0とするとともに、「除去土壌等の運搬の内容」について記載してください。</p>
<p>Q3-14 総合運動公園において北端と南端で2箇所の保管場所がある場合など、一つの敷地内に複数の保管場所がある場合はどのように記載すればよいか。</p>
<p>A 保管場所毎に台帳を分けて記載してください。所在地が同じ場合、土地所有者等の氏名又は名称の欄、住所の欄もしくは備考の欄に、違いがわかるような記載をお願いします。なお、同一の保管場所でも山単位などで管理者が異なる場合は、管理者ごとに台帳を作成してもかまいません。</p>

Q3-15 放射性物質汚染対処特措法第35条第1項の規定に基づき、国が所有する土地の除染等の措置を国が実施し、それに伴い発生した除去土壌を現場で保管を行った場合において、当該土地が国有財産売払の対象となり、所有者が民間事業者に変更になったとき、当該土地に保管されている除去土壌の保管及び処分については、国と市町村のどちらが実施者になるか。

A 除染等の措置等(土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。)の実施者については、放射性物質汚染対処特措法第35条第1項各号に定められている者が該当し、当該実施者は当該土地の所有者等が変更されたことにより別の者に代わることはありません(標題の場合には国が保管及び処分の実施者となります。)。ただし、同条第3項に規定されている合意により実施者が変更となった場合はこの限りではありません。

また、所有者等が変更になるような場合は、関係者間で十分協議し、所有者変更後の実施者について事前に明確にしておくようにしてください。

補助金関係

(全体的事項)

Q4-1 過去に実施した事業も財政措置の対象となるのか。

A 平成 23 年度は、本補助金の制定以前に実施された事業についても遡及的に交付の対象としましたが、平成 24 年度以降は、このような措置を執る予定はありませんので、交付決定後に事業を開始(委託契約等)してください。

Q4-2 補助金の対象となる6つの業務(「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「線量低減化地域活動支援事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」、「専門家派遣業務」及び「事後モニタリング事業」)の対象となる市町村はどこか。

A 「除染実施計画策定に係る業務」、「除染事業」、「線量低減化地域活動支援事業」、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」及び「事後モニタリング事業」は放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されている市町村を対象としています。一方、「専門家派遣事業」は全ての市町村を対象としています。

Q4-3 業務の一部をコンサルタント等に委託した場合、その費用は財政措置の対象となるのか。また、その際の手続きに制限はあるのか。

A 市町村等が除染を推進する上で必要となった委託費等(計画改定に係る業務等を含む)については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。

Q4-4 年度をまたがって事業を実施することを想定しているが、交付を受けるためにはどのようにすればよいか。

A 年度をまたいだ業務発注や交付申請は認められませんので、今年度中に実施できる事業と、来年度に実施するものに分けて、事業を実施することとし、交付申請についても、それぞれ行ってください。

Q4-5 年度内に予定していた事業を終えられなかった場合、繰越しは認められるのか。

A 交付決定後にやむを得ないと判断される事由が生じた場合には、繰越しを認めることがありますので、御相談下さい。なお、その場合であっても、予定していた額の範囲内で事業を実施していただくことが必要となりますので、御留意下さい。

Q4-6 概算払いは可能か。

A 原則として概算払いは可能ですが、概算払請求は、真に概算払が必要な額を請求することとして下さい。具体的には、確実に年度内に支出が見込まれる調査費、事務費、除染工事に係る前払金などが対象となります。その他、請求期限等の制限がありますので、詳細については、環境省本省までお問い合わせ下さい。

Q4-7 関連する資料の印刷や消耗品等に係る経費は、財政措置の対象となるのか。また、仕様書の設計、事業進捗管理及び測定・監視等を行うコンサルタントの委託費並びに国が主催する説明会等への出席に要する旅費等は、財政措置の対象となるのか。

A 交付要綱・取扱要領に従い、以下の考え方で、財政措置の対象となります。

- ①除染等の措置等が目的であることが提出書類において明確にされている必要がある
- ②除染等の措置等が目的でない経費は財政措置の対象とならない
- ③除染等の措置等に関連して支出する経費とそれ以外の使途で支出する経費が定量的に分離できる経費が按分されている必要がある
- ④除染事業等の事業量に鑑み、合理的な数量が財政措置の対象となる
- ⑤購入とリースを比較しているなど、合理的な調達方法が検討されている必要がある
- ⑥その他、必要性や合理性が認められない経費は財政措置の対象とならない

これらの考え方を踏まえ、不明な点がある場合には、事前に環境省に御相談下さい。

Q4-8 測定機器の購入や校正費用についても、財政措置の対象となるか。

A 必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。ただし、測定機器の使用は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事業に係るものに限ることに御留意下さい。

Q4-9 除染実施業者選定の手続に制限はあるか。

A 除染実施事業者の選定に関しては、各市町村の会計規則等に従って、価格等について複数者間での競争原理が働くよう入札等によることを基本としてください。なお、業者選定の基準については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 59 条を御参照下さい。

Q4-10 作業に協力いただいた一般の方への謝礼等も、財政措置の対象となるのか。

A どのような行為への対価なのかを明記した契約を市町村と一般の方との間で締結した場合は、必要かつ合理的な範囲で、一般の方に対して何らかの経費支給を行い、かつその経費を財政措置の対象とすることができます。

Q4-11 放射性物質を取り扱う除染については、ボランティアが集まりにくいと考えている。ボランティアを集めるインセンティブとして、旅費の支給やバスの借り上げ費等何かしらの優遇制度がないか。

A 市町村が NPO 等の団体と除染に係る契約を締結した上で、当該団体から、所属する方々に支払われる旅費等については、財政措置の対象とすることができます。

Q4-12 財政措置の割合はどの程度か。

A 除染実施計画に基づく除染等の措置であって、必要かつ合理的な範囲のものについては、全額財政措置の対象となります。

Q4-13 空間線量率の測定機器に関して、ガンマ線の空間線量率を計測できるものであれば使用可能とあるが、どのような機器が財政措置の対象となるのか。

A 日本工業規格 (JIS Z4511、Z4333) に準拠した校正を年1回以上行った機器を使用してください。上記校正が困難な場合は除染関係ガイドライン 1-17 ページ及び 1-19 ページ図 1-9 の記載に従って調整を行った測定機器であれば、合理的な範囲で財政措置の対象とします。(シンチレーション式サーベイメーターを用いて同様の測定を行った場合の経費と使用を予定している機器を用いた場合の経費について、双方の費用を見積もりなどにより試算し、使用を予定している機器を用いた測定の費用が同程度以下であれば合理的な範囲とします。)

Q4-14 屋根・雨樋など高所における空間線量率を測定する際に、高所を測定する機能が付加された測定器の使用は財政措置の対象となるか。

A 足場等を設置して測定した場合の経費と使用を予定している機器を用いた場合の経費について、双方の費用を比較し、当該機器を用いた場合の経費が同程度以下であれば、当該機器を使用するのに掛かる費用を財政措置の対象とします。なお、当該機器を使用するにあたっては、日本工業規格 (JIS Z4511、Z4333) に準拠した校正を年 1 回以上行うか、それが困難な場合は、除染関係ガイドライン 1-17 ページ及び 1-19 ページ図 1-9 の記載に従った測定器の調整を行ってください。

Q4-15 ため池からの放射性物質の流出がないか確認したいが、測定にかかる経費は財政措置の対象となるのか。

A 例えば、以下のような必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となりますが、詳しくは環境省に御相談下さい。

①除染実施計画の策定や改訂を目的として、ため池からの流出口付近、ため池から延びる農業用水路、農地への流入部分等で、空間線量率の測定を行うこと

②除染作業後の農地において、空間線量率の測定を行うこと(事後モニタリング事業)

③専門家派遣事業の一環として、専門家が住民の理解促進等に必要とした場合において、放射性物質濃度の測定を行うこと

上記①～③の測定場所、頻度等については、本Q&A「ガイドライン関係」のQ2-39 を御参照下さい。

Q4-16 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関する費用は財政措置の対象となるのか。

A 同制度に関する費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります(原則として、記録の引渡しに係る費用のみ、財政措置の対象となります。)。なお、平成25年度中に工期が完了する事業については、負担金は徴収されないこととなっています(記録の引渡し等は平成26年度から実施することとなります)。

(除染実施計画策定に係る業務)

Q4-17 計画の改訂についても、財政措置の対象となるのか。

A 事業の進捗や線量の変化等により必要となった改訂に要する費用については、財政措置の対象とすることとしています。

Q4-18 汚染状況重点調査地域の指定を受けて調査を実施したが、調査の結果、除染実施計画に位置づけられなかった地域における調査費用についても、財政措置の対象となるか。また、調査の結果、市町村の全域において計画を策定しない(=除染を実施しない)という判断となった場合についても、財政措置の対象となるか。

A 汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した調査であれば、いずれの場合も、その費用について財政措置の対象となります。

Q4-19 除染事業の事業計画書や仕様書を作成する目的での調査・測定費用等についても、財政措置の対象となるのか。

A 除染事業の実施のために必要となる費用については、除染事業実施に係る補助金の対象となります。

Q4-20 県が県有施設において空間線量率の測定を行った場合、係る費用は財政措置の対象となるのか。

A 県が測定する場合にも、市町村の除染実施計画の作成に資する(結果を市町村実施計画策定作業に反映する)ことを目的とする場合には、計画策定に係る補助金の対象となります。

(除染事業・線量低減化地域活動支援事業)

Q4-21 環境省で定めた除染関係ガイドラインに掲載されていない手法を用いた除染は財政措置の対象外とのことだが、関係省庁が認めれば補助対象となるのか。

A まずは、除染関係ガイドラインに沿って、取扱要領に示す除染方法を実施してください。同ガイドライン及び取扱要領については、今後得られる知見に応じて必要に応じて改訂していきます。なお、同ガイドラインや取扱要領に記載されていない除染手法を用いる必要があると考えられる場合には、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-22 空間線量率が面的に毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であり、除染実施計画に位置づけられていない区域において、局所的に放射性物質により汚染された地点がある時、その地点を除染する場合の費用は財政措置の対象になるのか。

A 政府としては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下とするとの目標を掲げています。面的に空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の区域において、局所的に放射性物質により汚染された地点が存在したとしても、その付近で過ごす時間は限定されると考えられることから、基本的には、周辺の住民が受ける追加被ばく線量は年間1ミリシーベルトには達しないと考えられます。このため、仮に当該地点に係る対策を実施したとしても、放射性物質汚染対処特措法に基づく財政措置の対象にはなりません。

なお、当該地点の対策に係る専門家の派遣に要する費用については、財政措置の対象となります。

Q4-23 除染効果がないと財政措置の対象とならないのか。効果が出ずに再度除染を行った場合はどうか。

A まずは、除染関係ガイドラインに沿って、取扱要領に記載された除染を実施してください。結果として除染効果がなかった場合であっても財政措置の対象となります。このような場合に追加で行う除染の実施については、その効果等を評価し、除染効果が技術的に見込まれる場合には、財政措置の対象となり得ますので環境省に御相談下さい。

Q4-24 年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトになるまで、除染を何度実施しても財政措置の対象となるのか。

A まずは、除染関係ガイドラインに沿って、取扱要領に記載された除染を実施してください。その結果に基づき、年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下というのは長期的な目標であることも踏まえて、今後の追加除染の効果等を評価し、その実施について財政措置の対象とするか検討しますので、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-25 除染の結果、表面線量率が十分下がらない場合、直ちに追加的な措置を講じるべきか。

A 人に対する放射線の影響は、物の表面線量率だけでなく、生活圏の平均的な空間線量率（原則として地表から1mの高さで測定したもの）で考えることが重要です。除染対象物一つ一つではなく、その土地の利用状況や、地域全体の除染の結果を見て判断してください。

除染の効果は状況によってそれぞれ違う可能性があります。適切な除染が行えているか、専門家を派遣してアドバイスを求めることができますので、個別に御相談下さい。

なお、国では、国際的な考え方を基本に、ステップバイステップで総合的な対策を積み重ねることにより、放射性物質の自然減衰を含めて、長期的に年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となることを目指しています。

Q4-26 計画に定められた県有施設の除染の実施に係る費用については、県に対して財政措置されるのか。財政措置される場合には補助金の交付申請手続きを行う必要があるのか。

A 県も補助金の交付対象に含まれることから、補助金の交付要綱等に沿って県から補助金の交付申請をしていただければ財政措置されます。

Q4-27 市町村内には様々な規模、形状の建物があり、単価基準が異なる。そのため、個人に除染を委託したいと考えているが、その場合でも財政措置の対象となるのか。

A 除染は市町村の除染実施計画に沿って計画的に進められるべきものであり、個人が業者に委託して実施した除染については、線量低減効果の観点から効率的であるとは考えにくく、基本的には財政措置の対象とすることは想定していませんが、市町村から委託を受けた個人が、除染関係ガイドラインに沿った除染の実施を業者に委託した場合には、当該除染に係る経費については、必要かつ合理的な範囲内で財政措置の対象とします。ただし、当該除染が市町村の除染実施計画に位置づけられていること及び個人への委託が関連する法令等の基準に沿ったものである必要があります。なお、市町村が、個人の方が自ら実施した除染に対して補助をした場合の費用は財政措置の対象とはなりませんので御留意下さい。

Q4-28 取扱要領においては、「請負者が請負業者賠償責任保険等に加入すること」を求めているが、発注者である市町村が保険に加入することも認められるか。

A 請負者及びその全ての下請人が被保険者に含まれており、請負者が保険に加入する場合について示しているものと同様の内容が担保されるのであれば、市町村が契約者として保険に加入することも可能です。

なお、請負者が保険に加入する場合は、必要となる保険料を個々の事業の請負金額に含めていただくことを想定していますが、市町村が契約者となる場合には、個々の事業の請負金額に保険料を含めるのではなく、保険加入に係る費用について別途補助金の交付申請を行ってください。

Q4-29 線量低減化地域活動支援事業では、どのような除染メニューに対して支出可能か。

A 線量低減化地域活動支援事業においては、自治会等が実施する簡易な除染を、市町村が支援することを想定しています。具体的な除染のメニューとしては、取扱要領の別表(2) 2-2に掲げるもののうち、簡易なものを想定しており、除染の対象としては、基本的に、住居や生活圏の道路(通学路等)を想定しています。なお、線量低減化地域活動支援事業を実施する際にも、除染関係ガイドラインに従っていただく必要がある(例えば、除染実施の前後で線量を測定する等)ので御留意下さい。

Q4-30 例えば子どもの生活環境における表土を除去した分の客土等の、原状回復に係る経費も財政措置の対象となるのか。

A まずは、除染を実施していただくにあたり、土地の利用状況等を含めて総合的に勘案した上で、合理的な範囲内で、除染費用の多寡に関わらず、可能な限り除染対象である財物の損傷等を伴わない除染手法を選択していただくことを原則としています。ただし、以下の①から③の条件をすべて満たす場合に限り、やむを得ない状況として、一定程度の原状回復に係る経費については財政措置の対象となります。

- ① 合理的な他の除染手法では十分な線量低減効果が認められないこと
- ② 除染対象が一定以上の広がりを持っており、周囲の空間線量率への寄与が大きいこと
- ③ 除染対象が、学校、公園等子どもの生活環境に存在すること

Q4-31 例えば子どもの生活環境における芝地の除染について、芝の張り替えによる除染を行うことは可能か。

A 芝地の除染は、除草や深刈りによって行っていただくことを基本としています。ただし、試験的に除草や深刈りを行った結果、十分な線量低減効果が見込まれない場合には、芝の張り替えの実施について検討してください。なお、試験的な除染については、以下の例を御参考下さい。

(例)まず、数メートル四方の範囲で試験的に芝の深刈りを行い、数点の測定点で芝表面と生活空間の放射線量等が低減するかを確認します。芝表面の測定としては表面から1cm の高さの位置での表面汚染密度の測定が望ましいですが、無理であれば除染関係ガイドラインで定める高さの位置での空間線量率を測定し、除染の実施前後で比較して放射線量等が低減するかを確認します。

芝表面の放射線量(表面汚染密度)が低減していない場合は深刈りの除染効果が十分でないため、「除染関係ガイドライン」に沿って芝の剥ぎ取りを検討することとなりますので、芝の深刈りを試験的に行った際の施工状況及び放射線量(表面汚染密度)がわかる資料をもって、環境省に御相談下さい。

芝表面の放射線量(表面汚染密度)が低減したにも関わらず生活空間の放射線量(表面から1mの高さ(小学校以下及び特別支援学校等では50cmでも可(測定高さについては、Q2-3を参照。))の位置での空間線量率を比較)が低減しない場合には、深刈り範囲の外に存在する放射性物質の影響を受けていると考えられます。

Q4-32 どの程度の原状回復までが財政措置の対象か。

A 土、砂利及び芝については、除染実施前と同種の汎用品によって一律に考えられる機能を回復するための経費を財政措置対象とします。

これら以外のものについては、一律に考えられる土地としての機能の回復(土地を「客土」によって回復すること)を想定して、経費を財政措置対象とします。

なお、これらに加え、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」において原形復旧措置が対象となる場合があります。

Q4-33 舗装面等を剥がした際に、元に戻す費用は財政措置の対象か。

A 補償や回復措置は、その財物の正常な取引価格を算定して行うことが原則です。これは、必ずしも元どおりに回復できるものではありません。

また、原状回復をどうするかという点については、財物は減価償却することなどから、その一つ一つの価値を正確に鑑定するには、多大な時間と手間を要してしまうため、環境省では一律に考えられる土地としての機能を回復する措置として、一律の金額を設定して、迅速な対応ができるようにしています。

これらのことから、除染に伴う回復措置は、正常な取引価格の回復措置を基本としつつ、原則として「土地としての機能回復」を行うこととしています。

Q4-34 縦樋下部のコンクリート部分の空間線量率が十分に低減しない場合に、コンクリート部分の除去と原状回復に係る費用は、財政措置の対象になるか。

A 縦樋は、洗浄等による除染を実施してください。なお、雨樋下舗装面等の取替えは、「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」の要件を満たす場合には、財政措置の対象になります。

Q4-35 コンクリートやアスファルトのひびに放射性物質が入り込み、高圧洗浄を行っても効果がない。ひび周辺を部分的に取壊し、再舗装したい。

A 対象箇所が、子どもが長時間生活する施設内にあり、ひび周辺の舗装面の除去が必要と認められる場合は、除染に伴う子どもの生活環境再生事業において、財政措置の対象になります。

Q4-36 ウッドチップ(バークチップ)の入替え費用は財政措置の対象となるか。

A ウッドチップに汚染が浸入しており、洗浄しても除染効果が期待できないと考えられる場合であり、やむを得ず財物の損傷を伴わなければならない状況(Q4-30 参照)においては、ウッドチップの撤去費用は財政措置の対象となります。なお、ウッドチップは減価償却することなどから、ウッドチップを元どおりに回復する経費を財政措置の対象とすることはできませんが、一律に考えられる土地としての機能を回復することを想定して、原状回復に係る経費が財政措置の対象となります。

Q4-37 例えば子どもの生活環境において、やむを得ず、表土除去等の原状回復を伴う除染を実施する場合において、除染を実施した年度の翌年度以降に原状回復措置を実施することは可能か。また、牧草地除染において、今年度深耕又は反転耕、土壌改良資材の投入等を行い、翌年度に播種作業を行うことは可能か。

A 年度をまたがって事業を実施する必要性が明らかであり、管理行為と明確に区別できる場合には可能です。当該箇所に対し除染事業を実施したことがわかるよう関係書類を添付し、原状回復措置を実施する年度に原状回復に係る事業の交付申請を行ってください。(原状回復を伴う除染の実施に関する考え方は、Q4-30を御参照下さい。また、翌年度の予算について現段階では確約できるものではないことに御留意下さい。)

Q4-38 除染のための重機やチップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の購入又は借上げを行うことは、財政措置の対象となるのか。

A 重機等の借上げについても財政措置の対象となります。チップ化装置、除去した草の圧縮・梱包機等の使用については、通常のフレキシブルコンテナへの梱包よりも合理的になるよう、梱包する廃棄物量を勘案して計画的に使用することに留意することとしたうえで、財政措置対象となります。また、借上げのケースと購入のケースを比較して、購入のケースの方が経済的であれば、購入も財政措置の対象となります。なお、購入の場合には、事業終了後に財産処分等の手続が必要となる場合があることに御留意下さい。

Q4-39 地下保管に際し掘り出された廃棄物の処分に要する費用は財政措置の対象となるのか。

A 現場保管のために掘削した箇所から出土した廃棄物については、当該廃棄物となるべきものを以前に埋設(いわゆる埋殺し)した者に処理責任があると考え、そのため除染のために土地面を掘削した際に出土したものであっても、この処分に係る経費には以前に埋設した者が負うべきものが含まれると考えことから、財政措置の対象とはなりません。

Q4-40 戸建て住宅の除染について、住民等からの希望をもとに(例えば、住民等から申し込みを受け付ける等)、除染を進めてよいか。

A 住民等からの希望をもとに除染を進める手法は、戸建て住宅の除染の実施の必要性の判断をもつばら住民等の意思に委ねることにほかならないため、適当ではありません。ただし、除染を迅速に実施するため、特措法 38 条2項に基づく同意を比較的得られやすい世帯から優先的に除染を実施することとし、当該同意が得られやすい世帯を効率的かつ正確に把握するため、広報誌やウェブサイト等に同意書を掲載し、住民等からの当該同意書の提出を通じてその意思を聴取することは差し支えないと考えます。この場合であっても、その区域における平均的な空間線量率を低減するため、一定の住宅地区ごとに除染を進めることや線量低減化地域活動支援事業を併せて活用することなどにより、市内における除染が点在的にならぬよう努めることが必要です。

Q4-41 除染実施区域内の公共施設や戸建て住宅等において、雨樋下等の局所的に汚染された箇所の(当該地点の1m上の空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の)土壌を除去したいと考えているが、財政措置の対象となるか。

A 公共施設や戸建て住宅等の除染のメニューの「建屋の洗浄」、「家屋の除染」のメニューの、「雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等」の「汚泥の除去等」には、局所的に汚染された表土・砂利の除去も含まれます(客土・砂利及び碎石の被覆は含まれません)。この際、除去後の原状回復のための土や碎石等の新規購入費は財政措置の対象とはなりません、地下埋設による現場保管により発生した残土等により原状回復することは可能です。

なお、この「汚泥の除去等」には、この他、局所的に汚染された表土の、部分的な上下層の入替え(雨樋等の下の表土のみ、上下層を入れ替えること)も含まれていますので、こちらの手法の実施も御検討下さい。

また、雨樋下等の局所的に汚染された表土・砂利の除去深さについては、通常の土壌では10cm程度まで、砂利などの透水性の材質の下に土壌がある場合は20cm程度までの範囲で合理的な深さを決定してください。局所的な地点の該当範囲についてはQ2-15 を参照して下さい(毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点が全て局所的な地点として財政措置の対象となるわけではありません。)

Q4-42 比較的線量の低い地域において、公共施設や住宅等の高所の壁、雨樋及び屋根の除染も財政措置の対象となるか。

A 公共施設や住宅等の1階の壁や雨樋(作業に当たって足場や高所作業車等の設備を必要としない範囲である、人が立ち入る付近)の除染は財政措置の対象となりますが、2階以上の壁や雨樋及び屋根の除染については、生活空間における空間線量率の低減への寄与が比較的小さく基本的には不要と考えられることから、財政措置の対象とはなりません。(公共施設のうち、学校等の子どもが長時間生活するものにおいては、基本方針の目標等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となり得ます。)

Q4-43 学校の校庭等において、深耕による除染は財政措置の対象となるか。

A 15cm以上の深さで深耕を実施する場合にあっては、財政措置の対象となります。

Q4-44 詳細測定において、学校のグラウンドのメッシュ測定を行い、平均値は毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合、一部毎時0.23マイクロシーベルト以上となるメッシュの除染については、補助対象となるか。

A 政府としては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となるとの目標を掲げています。一部のメッシュにおいて毎時0.23マイクロシーベルト以上であるが、面的には毎時0.23マイクロシーベルト未満である区域においては、基本的に周辺の方々の受ける追加被ばく線量は年間1ミリシーベルト未満と考えられます。このため、仮に当該メッシュに係る対策を実施したとしても、財政措置の対象にはなりません。

Q4-45 道路の路肩に対する除染は、財政措置の対象となるのか。

A 路肩に対する除染は、道路と同様に、財政措置の対象となります。

Q4-46 街路樹の除染は、財政措置の対象となるか。

A 街路樹の枝葉の剪定については、常緑樹に限り財政措置の対象となります。

Q4-47 耕作放棄地を除染する場合も、財政措置の対象となるか。

A 市町村の除染実施計画の中で位置づけられれば、当該除染についても国の対象といたしますが、除染のメニューについては、農地ではなく、公共施設等の草木除去を基本としてください。なお、除染実施計画における位置づけ(優先順位)については、住民(特に子ども)の生活環境等を考慮の上で検討してください。

Q4-48 土地が傾斜しており、除染後に客土材が流出するおそれがあるが、土壌流出防止対策を講じてよいか。

A 除染実施以前に土壌流出が生じておらず、除染を実施することによって新たに土壌流出が生じるおそれのある箇所(例えば、除染実施以前に植生が繁茂していた土地であったところ除染の実施により植生が十分に育っていない箇所や、除染の実施により雨水の流れが変わった箇所など。)については、以下に掲げる土地の分類ごとに、必要かつ合理的な範囲で、土壌流出防止対策に掛かる費用が財政措置の対象となります。なお、法面(切土や盛土により作られる人工的な斜面)については、表土の剥ぎ取り及び客土を実施するにあたり、環境省との協議が必要となりますが、実施する土壌流出防止対策についても当該協議において判断することとします。

○傾斜地(法面や林縁部ではなく、裾野など、緩やかな傾斜地)

- ・土のう等の設置
- ・土側溝の設置
- ・植生シート等の敷設(「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」に該当するものに限る。)

○林縁部

- ・土のうや板柵等の設置
- ・土側溝の設置
- ・植生シート等の敷設

Q4-49 仮置場の設置に係る費用の財政措置に制限はあるか。また、仮置場の候補地について実地調査をした結果、その土地が仮置場の設置に不適切だった場合、調査費用は財政措置の対象か。

A 仮置場の規模、設置箇所数は、必要かつ合理的な範囲であれば、制限はありません。また、仮置場の候補地を選定した理由・手順が合理的であった場合、仮に実地調査の結果仮置場を設置できなくとも、調査費用は財政措置の対象となります。

Q4-50 仮置場の周囲に囲いを設けることは、財政措置の対象となるか。

A 除染関係ガイドラインに示す要件を満たすために、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象となります。

Q4-51 仮置場への進入路に対する整備(設置、拡幅、舗装など)は財政措置の対象となるか。

A 仮置場への進入路の整備に関しては、「土木工事仮設計画ガイドブック(一般社団法人全日本建設技術協会)第6章工事用道路」などにに基づき、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象になります(ただし、設置については1車線のみを敷設を原則とします。また、全幅4mを原則とします。)。ただし、新たに道路を設置する場合やアスファルト舗装を実施する場合など個別に判断を要する整備事項がありますので、仮置場への進入路の整備に際しては環境省に御相談下さい。

Q4-52 仮置場において地下水のモニタリングを実施するにあたり、ボーリング調査を行ったが、地下水が確認できなかった。この場合、代替手法を用いて仮置場からの浸出水をモニタリングすることは財政措置の対象になるか。

A ボーリング調査の結果、相当程度の深さを掘っても地下水を確認できない場合は、合理的な範囲で暗渠を設置する等の代替手法を財政措置の対象とすることがありますので、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-53 市町村が整備する仮置場に、県(国)が実施した除染から発生する除去土壌を搬入し保管することは可能か。

A 可能です。具体的には以下のような場合が想定されます。

①県(国)が、市町村に対し除去土壌の保管を委託する場合

②県(国)が、市町村の仮置場の一部を賃借し、除去土壌を保管する場合

③法第35条第3項に基づき、除去土壌の保管について、市町村と県(国)の間で合意を得て、市町村が保管する場合

①②の場合、経費については、例えば仮置場にて保管する市町村と県(国)のそれぞれの除去土壌量で按分してください。③の場合については、除染実施計画の変更が必要になりますが、計画に具体的な記載をすることが難しい場合等は「国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等についても、協議の上、市が設置した仮置場にて市が保管する場合があります」と記載し、計画とは別の書面や当事者間の合意書等で具体的な内容を整理することも可能ですので、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-54 除染の措置に類する行為によって生じた土壌等を、財政措置を受けて造成した仮置場に保管してよいか。

A 財政措置の対象となる仮置きに係る費用は、原則として、特措法に基づく除染等の措置等の実施に伴って発生した土壌等(除去土壌等)に係るもののみです。市町村の独自の措置等、特措法に基づかない措置から発生した土壌等の仮置き・処分等に係る費用は、財政措置の対象とはなりません。

Q4-55 大雨等で仮置場の法面が崩れた場合、仮置場の維持管理経費として復旧に掛かる費用は財政措置の対象となるか。

A 仮置場の設計上・施工上の不備が認められない場合、復旧に掛かる必要最低限の措置は財政措置の対象になります。

併せて、従前の設計と比べて、頑強な造りへ変更する場合などは事前に環境省まで御相談下さい。

Q4-56 現場保管を可能とするための軽微な造成費用は財政措置の対象になるか。また、排水上、U字溝の設置が必要な場合、その設置費用は財政措置の対象になるか。

A 現場保管のための整地費用や車両進入用のスロープを造成する費用は、必要かつ合理的な範囲で財政措置の対象になります。U字溝の設置など、新たな財物の形成につながる措置は原則として財政措置の対象になりません。

Q4-57 現場保管場所を変更する必要がある場合、その現場内での移設に掛かる費用は財政措置の対象になるか。

A 現場保管場所を決定するにあたっては、土地の所有者と事前に協議を行い、今後の土地利用上支障がない場所を選定していると考えられることから、原則として財政措置の対象になりません。

Q4-58 森林の除染等で発生する木材等の焼却処分に掛かる経費は財政措置の対象となるか。

A 除染で発生した有機性廃棄物(落ち葉、枝葉等)の焼却や土砂の減容に掛かる経費は必要かつ合理的な範囲内で財政措置の対象となります。まずは、既存の施設における焼却を検討してください。既存の施設における焼却が不可能な場合や新たに施設をリースした方が経済的である場合には、施設のリースも可能です(施設をリースした場合と購入した場合の経費を比較して、購入した場合の経費の方が経済的であれば、購入も財政措置の対象となりますが、購入の場合には、事業終了後に財産処分等の手続が必要となる可能性があることに御留意下さい)。

Q4-59 降雪により除染作業が実施できず、工期までの作業の完了に支障をきたすおそれが生じている。除雪を行いたいが、費用は財政措置の対象となるか。

A 通常管理行為と区別できる場合の、除染事業中における箇所除雪費用については、必要かつ合理的な範囲で財政措置対象となりますが、除雪の要否、規模に応じた必要性、合理性等の整理をお願いいたします。なお、費用の積算については、通常の公共工事における積算等に準じ、合理的に算出してください。

Q4-60 測定値の効率的な管理を目的として、GPSにより測定位置を認識する機能が付いた測定機を用いて、空間線量率と位置情報を同時に測定することは財政措置の対象となるか。

A GPSにより測定位置を認識する機能が付いた測定機を用いて、空間線量率と位置情報を同時に測定することについて、合理的な範囲で財政措置の対象とします。(GPS機能付き測定機を用いた場合とGPS機能のない測定機を用いた場合の経費について、双方の費用を見積もりなどにより試算し、GPS機能付き測定機の費用が同程度以下であれば合理的な範囲とします。)

Q4-61 除染事業に関する業務管理を目的とした情報システム(GIS等)を導入するための費用は、財政措置の対象となるのか。

A 除染等の措置等を実施するために必要な情報(空間線量率測定値及び測定点の位置情報、土地の所有者に関する情報、除去土壌等の保管場所や保管内容等)の管理等のためのシステムの導入については、必要かつ合理的な範囲内で財政措置の対象となり得ますので、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-62 除去土壌等を地中埋設する際に発生する残土の処理費用は補助対象となるのか。

A 除去土壌等を地中埋設した際に発生する残土は、除去土壌等が発生した土地において客土することとし、原則として当該残土を処理することは想定していません。ただし、何らかの事情により、当該残土の処理を要する場合には、必要かつ合理的な措置の範囲で補助金の交付対象となり得ますので、個別に御相談下さい。

Q4-63 除染関係ガイドラインが策定される前や放射性物質汚染対処特措法施行前等に実施した措置の中に、省令や同ガイドラインで規定された基準や要件を満たしていない措置(仮置場の設置や現場保管等)が含まれていたことが分かった場合、どのようにすれば良いか。

A 個別に環境省に御相談下さい。

Q4-64 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金においては、写真を添えて事業の実績を報告することとなっているが、具体的にはどのような写真を撮影し提出する必要があるのか。

A 写真撮影は、(ア)除染等の措置等の実施時(仮置きや現場保管等を含む)及び(イ)除染実施前後の空間線量率の測定時に実施してください。(ア)に関しては、「除染等工事共通仕様書(ひな形)」(平成24年6月21日)に記載された写真管理基準を参照し、事業の実施状況を示すものを提出下さい(作業前、作業中及び作業後の写真を含む)。(イ)に関しては、施設ごとに、除染実施前後の測定(※1)のうち、主な測定点(※2)の写真を提出下さい。なお、測定の実施状況全体を収めたものだけでなく、測定機器の測定結果表示部を、測定結果を識別できるように撮影したものを含めてください。

※1…除染関係ガイドラインの測定点②を想定。除染関係ガイドラインでは表面から1cm、50cm及び1mの高さの位置において測定を行うこととされていますが、写真を撮影するのは、表面から1m(小学校以下及び特別支援学校等においては50cmでも可(測定高さについては、Q2-3を参照。))のもののみで構いません。ただし、測定点②においてベータ線測定を行う場合は、測定点①のうち適当な地点としてください。

※2…測定点の数は土地等の広さや形状等に依存するので一概には定められませんが、戸建て住宅等であれば2か所、集合住宅及び公共施設(学校等を含む)であれば5か所程度、農地及び牧草地であれば1ha当たり1か所程度を目安としてください。

Q4-65 交付決定を受けた除染事業について、その事業における除染対象施設数が減少することが見込まれる場合には、どのような手続きをすればよいか。

A 除染対象施設数が減少する場合については、実績報告の際にその旨御報告下さい。

なお、事業費が交付決定額の範囲内であっても、除染作業等の単価が大幅に増加する場合や、基準額を上回る場合には、個別に環境省に御相談下さい。

Q4-66 福島第一原子力発電所事故後に除草(通常管理行為としての除草を含む)を実施した箇所において、除草により除染を行う費用は、財政措置の対象となるか。

A 草に付着した放射性物質は一度目の除草によって一定程度除去されており、再度除草を行ったとしても除染効果は限定的であると考えられるため、財政措置の対象とはなりません。ただし、芝刈り(芝草の葉の刈取り)を実施した箇所における芝の深刈り(サッチ層を含めて除去)のように除染効果が期待できる手法による場合は、この限りではありません。

Q4-67 例えば子どもの生活環境において、表土除去を行う際の作業前の除草や堆積物の除去は財政措置対象か。

A 通常の管理行為として除草や堆積物の除去(以下「除草等」という。)を行わない箇所については、まずは除染として除草等を実施することを検討してください。福島第一原子力発電所事故後既に除草等を実施している場合や、試験的に除草等を実施して十分な線量低減効果が得られない場合など、やむを得ない状況には、表土除去の実施を検討してください。表土除去を実施する際の作業前の除草等は、財政措置の対象となります。

他方、通常(福島第一原子力発電所事故の影響を受けていない状況)の管理行為として除草等を行っていた箇所について、表土除去を実施する際の除草等は、線量低減を目的としたものではなく、かつ通常の管理行為と区別できないため、財政措置の対象となりません。(除染として除草等を試験的に行ったが十分な線量低減効果が得られず、表土除去を実施することとなった際の除草等についても、線量低減を目的としたものではないため、同じ扱いになります)

Q4-68 平成25年の労務単価の変更に当たり、契約を変更する特例措置を講じたい。

A 公共工事に関する関係省庁の通知を、財政措置による市町村除染における契約に準用して差し支えありません。

Q4-69 除染の進捗状況の調査に必要な情報収集等を行うため非常勤職員を臨時雇用する場合、その経費は財政措置の対象となるか。

A 合理的な範囲で事務費として財政措置の対象になります。

Q4-70 盆栽や鉢植えに対して除染を行った場合、財政措置の対象になるか。

A 盆栽や鉢植えの除染は、その大きさや形状などから空間線量率の低減の効果が限定的と考えられることや放射性物質汚染対処特措法2条3項の規定により、除染等の措置の対象は不動産を念頭に置いていることから、財政措置の対象になりません。

(除染に伴う子どもの生活環境再生事業)

Q4-71 「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」とは何か。

A 環境省では、放射性物質汚染対処特措法に基づき、事故由来放射性物質による汚染を除去する除染等の措置等を推進してきたところです。しかしながら、除染が進捗するにつれ法施行当初想定されなかった多様な状況が生じており、特に学校、公園など子どもの生活環境において、除染等の措置等に伴う復旧措置等についての御要望を市町村等から多数いただいていたいました。

このような御要望を踏まえ、除染の加速化のための「除染推進パッケージ」の一環として、除染に伴う子どもの生活環境改善のための措置に関して、対象事業を拡大しました。本事業により、除染の現場の実情に応じた機動的な判断を進め、より一層除染を円滑に推進し、「子どもが安心して生活できる環境を取り戻す」ことを目指します。

Q4-72 どのような事業が対象となるのか。

A 取扱要領に基づき、以下の要件を満たす事業を対象とします。

イ 公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するものにおける措置であること

ロ 除染等の措置等に伴う復旧措置等であること

ハ 軽微なものであること

ニ 廃棄物が発生する場合、廃棄物の減量に努め、適切に処理すること

具体的には、

① 公園等において表土を除去することに伴い、除去した草類の改植

② 洗浄より交換した方が安価なテニスネットの交換

③ 遊具の除染としてさびを除去した際の再塗装

などが例として挙げられますが、対象となる事業は多様なものが想定されますので、適宜市町村等へ御案内しますが、必要に応じて環境省に御相談下さい。

Q4-73 すべての除染等の措置に伴うものが対象か。

A 除染実施区域内の施設等のうち、詳細測定の平均値の結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設における放射線量低減対策が対象です。

また、既に他省庁による補助事業により、校庭・園庭の表土除去を行った学校等において、除染を行っていない建物・工作物の除染についても、詳細測定の時点で測定結果の平均値が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設においては本事業の対象となります。

なお、どちらの場合も詳細測定の結果の平均値が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の施設においては、側溝や雨樋下等の局所的に線量の高い個所に対し、原形復旧を必要としない除染等の措置を講じていただくこととしています。

Q4-74 原形復旧措置を行うにあたり、除染等の措置等を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しいものが入手できない場合、どのようにすればよいか。

A 合理的な調達方法により、除染等の措置等を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しい財物が入手できない場合、その事情(当該財物を製造又は販売する業界団体又は複数の事業者へ照会し、近隣都県を含め入手できないことが明らかであること等)を説明する資料及び、代替品となるものが分かる資料とともに、個別に環境省へ御相談下さい。この場合、従前の効用を復旧するための代替となる財物の設置も対象となり得ます。

Q4-75 除染等の措置等を講ずる前の対象物よりも効用の大きい財物を設置したい場合、その設置に要する経費は一部でも対象にならないか。

A 除染等の措置等を講ずる前の対象物よりも効用の大きい財物を設置することは、原形復旧措置ではないため、本事業の対象とはなりません。

Q4-76 取扱要領の要件にある「除染等の措置等に付随する」とはどのような意味か。

A 除染実施計画に従って、環境省が定める省令及びガイドラインに適合した除染等の措置等を実施する施設等において、一体的に行うことが合理的な措置であることです。

Q4-77 取扱要領の要件にある「放射線量低減措置」とは何か。

A 土地、建物及び工作物(建物以外で人為的な労作により土地又は建物に固定して設備された物)以外であって、これらに固定された物(附帯物)等に対し行う、生活圏における空間線量率を低減させるための措置です。例えば、ブランコの座面の撤去等です。

Q4-78 なぜ「軽微な措置」に限るのか。

A 本補助金は、除染等の措置等を目的とした事業を対象としています。原形復旧措置が主な目的となるような措置は本補助金の目的を逸するため、引き続き本補助金の対象とはせず、除染等の措置等を主な目的とする事業に当たり、それに伴って行う軽微な措置を対象としています。

Q4-79 取扱要領の要件にある「やむを得ず」とはどのような状況か。

A 除染等の措置等は、可能な限り財物の損傷等を伴わない除染手法を選択していただくことを基本としています。ただし、合理的な除染手法では十分な線量低減効果が認められない等の事情がある場合には、財物の損傷等を伴う除染手法を実施する場合があります、そのような状況において講ずるものを指します。

Q4-80 取扱要領の要件にある「土地」とは何か。

A 建物等の敷地、運動場その他公共の用に供する土地をいい、これに付随する芝等の土地造成施設を含みます。

Q4-81 なぜ「土地」に限るのか。

A 子どもの被ばく線量を低減するためには、事故由来放射性物質により汚染されたもののうち、一定以上の広がりを持っており、周囲の空間線量率への寄与が大きい物に対して除染等の措置を講ずることが重要です。そのため、これに該当する土地については、やむを得ない場合には本事業の対象とし、優先的に除染等の措置に取り組むこととします。

Q4-82 取扱要領の要件にある「比較して合理的」とはどういうことか。

A 放射線量低減措置と比較し、作業の効率性・経済性から合理的であることです。判断に迷う場合には、作業の経費見積もり等具体的な情報とともに個別に環境省へ御相談下さい。

Q4-83 取扱要領の要件にある「従前の効用を復旧するために合理的に講ずる措置」とはどういうことか。

A 例えば、除染等の措置として芝を深刈りした場合において、従前の状態まで芝を育成するために目土を行うこと等です。ただし、通常の管理行為と区別する必要があるため、例えば目土であれば除染等の措置を講ずる際の一度の散布に限ります。

Q4-84 なぜ要件二が規定されているのか。

A 本事業を行うことにより、除染等の措置のみを講ずる場合と比べ、発生する廃棄物量が増加することが考えられるため、環境保全の観点から、その抑制を要件としています。

Q4-85 取扱要領の要件にある「適切に処理する」とはどういうことか。

A 関係法令等に従いながら、本事業による措置を講ずるに当たり廃棄物の発生の抑制に配慮した措置を検討するとともに、可燃物は焼却、不燃物は破砕する等減量し、遅滞なく廃棄物処分場で処分することを想定しています。

Q4-86 要件二を満たすことは、どのように申請すればよいのか。

A 交付申請時の事業計画書に概要を記載するとともに、添付書類として廃棄物を適切に処理することがわかる具体の工程や積算等を提出してください。

Q4-87 事業の実施時期に制限はあるのか。

A以下の点に注意してください。

- ①除染事業等(他省庁による補助事業及び市町村の独自による除染に類する事業を除く)を過年度に実施し、当該事業に係る原形復旧措置を今年度を実施するものを含みます。ただし、管理行為と明確に区別できることが確認できるものに限りません。
- ②放射線量低減措置(土地、建物又は工作物に固定された物(附帯物)等に対する措置)及びそれに伴う原形復旧措置については、除染事業等と一体として行うものに限りません。

Q4-88 交付申請は除染事業等と同時に行ってもよいのか。

A 同時に申請することができます。

Q4-89 除染事業等と一つの契約の中で本事業を行ってもよいのか。

A 一つの契約の中で実施して構いません。ただし、実績報告に際し実施した対象数量を精算し、除染事業等と合理的に区分してください。疑義があれば環境省へ御相談下さい。

Q4-90 「除染に伴う子どもの生活環境再生事業」を新たに実施する場合、除染実施計画の変更は必要か。

A 本事業の対象は、「除染等の措置」ではなく、それに伴う「原形復旧措置」等を対象としています。除染実施計画には、「除染等の措置」を記載することとされているため、本事業を実施するに当たり、除染実施計画の変更は不要です。ただし、当該原形復旧措置と一体的に行われた除染等の措置が計画に位置づけられている必要があります。御不明な点がございましたら、個別に環境省へお問い合わせ下さい。

(専門家派遣事業)

Q4-91 専門家派遣事業は、どのような場面に活用できるのか。

A 例えば、市町村等の担当者等に対する除染に係る技術的・法的助言をする相談役として専門家を招聘する場合や、住民との対話の場における講演者やアドバイザーとして専門家を招聘する場合に活用することが想定されます。また、専門家派遣事業の一環として、専門家が住民の理解促進等に必要と判断した場合における、放射性物質濃度の測定等の実施も可能です。

Q4-92 専門家派遣事業に関しては、どのような形で支援を得られるか。

A 専門家の派遣に係る費用を、国が補助金を通じて負担します。

Q4-93 事後モニタリングはどのような測定点や頻度で実施すれば良いか。

A 事後モニタリングについては、次の 3 種類を財政措置の対象とします。(必ずしも全てを実施する必要はありません。地域の実情に応じて合理的な範囲で実施してください。)

<1. 詳細事後モニタリング>

汚染状況重点調査地域内の除染等の措置を実施した施設等において、除染効果が維持されていることを施設単位で確認し、リスクコミュニケーションに役立てること等を目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下の通りとします。

① 測定の実施時期については、除染作業の終了から半年～1年後を目安とします。

② 測定点については、詳細測定時に設定した測定点から抽出することとします。

(ただし、実施者の判断により、必要に応じて詳細測定時と異なる測定点を設定することも可能です。)

③ 測定の高さは原則として地上 1m とします。

(小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません。)

詳細事後モニタリングについては、除染を実施した施設について、1回のみ財政措置の対象となります。

<2. 継続モニタリング>

汚染状況重点調査地域において、指定解除に向けた線量把握又は除染手法や除染実施区域等を再検討するための線量把握を目的として、必要に応じて実施できるものであり、具体的には以下の通りとします。

① 実施の頻度については、年1～2回程度を基本とします。

(必要かつ合理的な範囲で、年に数回程度(例えば、四半期に1回程度)まで、財政措置の対象となります。)

② 測定点数については、最大でも除染関係ガイドラインで示す除染実施区域を決めるための測定点数とします。(「3. 解除モニタリング」に向けて測定点を配置することが合理的です。)

③ 測定の高さは原則として地上 1m とします。

(小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません。)

<3. 解除モニタリング>

汚染状況重点調査地域の指定の解除を目的として実施するものであり、具体的には以下の通りとします(指定解除の要件等についてはQ5-9 参照。)

- ① 指定解除の要件を満たす見込みがある場合に限り実施可能とし、原則 1 回とします。
- ② 基本的には除染実施区域を決めるために基本としている区域単位(字や大字等)ごとに、少なくとも5点程度において測定するようにしてください。
- ③ 測定の高さは原則として地上 1m とします。

(小学校以下及び特別支援学校等については、50cm としても構いません。)

解除モニタリングは、汚染状況重点調査地域内であれば、除染実施区域外において実施する場合においても、財政措置の対象となります。詳細な測定方法等については、環境省までお問い合わせください。

Q4-94 事後モニタリングのために新たに測定機器を購入しても良いか。

A 除染実施計画策定のための測定や、除染実施前後の測定等のために購入した既存の測定機器が活用できるのであれば、それらを活用してください。そのために必要となる校正に係る費用も財政措置の対象となります。

既存の測定機器を活用しても数が足りない場合には、新たに購入していただくことも可能です。ただし、校正・購入した測定機器の使用は放射性物質汚染対処特別措置法に基づく事業に係るものに限ることに御留意下さい。

その他

Q5-1 放射性物質汚染対処特措法第 35 条第 1 項第 4 号の「環境省令で定める土地」及び「環境省令で定める者」とは、どのような土地及び者が定められているのか。

A 独立行政法人や国立大学が管理する土地については当該独立行政法人や国立大学が除染することを定めています。

Q5-2 市町村等から資機材を借りて、自治会や住民が除染を実施した場合の除染の実施者は住民となるのか。

A 市町村等が貸し出す資機材を用いて自治会や住民が除染を実施する場合であっても、実施する主体は市町村となります。なお、除染に伴う事故等の責任の所在については市町村等と自治会・住民の間で明確にしておくことが重要と考えられます。

Q5-3 除去土壌等の処分の実施者は誰なのか。

A 放射性物質汚染対処特措法第35条において、除染等の措置等の実施者が定められており、第 36 条に基づき、除染実施計画において、「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」が定められることとなります。
また、第 38 条において、「第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。」とされており、除染等の措置等は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（第 25 条第1項）」とされていることから、特措法上、例えば、市町村による土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第 31 条））については、市町村が処分を行うこととなります。

Q5-4 公園の除染(表土剥ぎ、天地返し等)を行った際に、土地を整備した際の盛り土材に含まれていたコンクリートの破片を土壌とあわせて除去した。このコンクリートの破片を廃棄する場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物(土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物)に該当するのか。

また、同様に、土壌とあわせて地中から自然由来の石を除去した場合、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物(土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物)に該当するのか。

A 基本的な考え方は、以下のとおりです。

1. コンクリートの破片について

土壌等の除染等の措置に該当する作業により除去したコンクリートの破片は、当該作業が事業活動でない場合は特定一般廃棄物、当該作業が事業活動である場合は特定産業廃棄物に該当します。

ただし、当該コンクリートの破片について、事故由来放射性物質の放射能濃度を放射性物質汚染対処特措法施行規則第20条に規定する方法(詳細は廃棄物関係ガイドライン第5部参照)により調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかったことが明らかとなっている場合は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当しないと考えて差し支えありません。

一方、土壌等の除染等の措置を行う際にあわせて行う他の追加的な作業により除去したコンクリートの破片は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当しませんが、当該作業が事業活動でない場合は一般廃棄物、当該作業が事業活動である場合は産業廃棄物に該当しますので、廃棄物処理法に従って適正に処理することが必要です。

2. 自然由来の石について

自然に存在する石を不要物として除去した場合、この石は土砂と同様に廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特措法が適用される廃棄物には該当しません。

疑義につきましては、廃棄物担当部局にお問い合わせ下さい。

Q5-5 環境大臣との協議を必要としない除染実施計画の変更を行った時で、変更後の除染実施計画に追加された除染等の措置等を行う場合であっても、放射性物質汚染対処特措法の対象となるのか。

A 放射性物質汚染対処特措法の対象となります。

Q5-6 環境大臣との協議を必要とする除染実施計画の変更を行いたいときで、除染実施計画の変更の協議終了前に、変更後の除染実施計画に追加される除染等の措置等を行う場合であっても、放射性物質汚染対処特措法の対象となるのか。

A まずは除染実施計画の変更に係る手続き(環境大臣との協議を含む)を終えてください。その上で、除染等の措置等を実施してください。

Q5-7 通学路の除染により発生した除去土壌等を、隣接する施設(公園等)において保管することは、現場保管に該当するか。

A 特措法上の現場保管とは「土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌等を当該除染等の措置を実施した土地において保管」することであり、基本的には、隣接する施設における保管は、現場保管に該当しません。

ただし、隣接する施設も含めて一体として除染を行っている場合に、当該隣接する施設において保管することは、現場保管と解釈することも可能と考えられますので、市町村において適切に判断してください。

例えば、短期間で完結する一つの事業の中で、敷地が連続する複数の施設の除染をまとめて実施している場合は、一体として除染を行っているとして解釈することも可能と考えられます。

Q5-8 除染土壌等を適切に管理した場合の安全性について、国としてしっかり広報してほしい。特に、放射線そのものとその影響、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトの安全性についてしっかり広報してもらえないか。

A 平成23年末よりWebサイトの開設(<http://josen.env.go.jp/>)、除染特別地域と福島県内それ以外の市町村に向けたパンフレットの作成・配布、福島県内の新聞広告やテレビ・ラジオ番組等を通じて広報活動に取り組んでいるところです。また、平成24年1月より、放射性物質に汚染された地域の除染に際して、除染に関する専門家の派遣や情報発信を行う拠点である除染情報プラザを開設しました(<http://josen-plaza.env.go.jp/>)。引き続き、パンフレット類の充実を図るとともに、プラザを拠点としたセミナーや市民向け講習会等の実施を通じ、広報活動に努めてまいります。

Q5-9 汚染状況重点調査地域の指定を解除するにはどうしたらいいか。

A 汚染状況重点調査地域の指定の解除については、特措法第33条において、指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときに、同地域の区域の変更又は指定を解除することができるかとされています。これまで幾つかの市町村について、本条件に該当するとして、汚染状況重点調査地域の指定を解除していますので、手続きの流れ、詳細な測定方法等については、環境省までお問い合わせください。

Q5-10 汚染状況重点調査地域の指定解除後は、汚染状況の監視を目的としたモニタリング費用は補助対象にならないか。

A 汚染状況重点調査地域の指定解除後のモニタリングについては補助金の対象になりません。なお、住民とのリスクコミュニケーションのための専門家派遣事業については引き続き補助対象になります。(Q4-2 参照)